

報 告 第 1 号

高知県文化財保存活用大綱について

高知県文化財保存活用大綱を策定しましたので、別紙のとおりご報告します。

1 全体構成

序章	第4章 防災・減災と災害への対応
第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	第5章 文化財の保存・活用の推進体制
第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	第6章 文化財の活用
第3章 高知県内の市町村への支援の方針	第7章 これからの文化財の継承について

2 主なポイント

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

- 高知県の概要及び文化財の概要と特色
地勢・気候、歴史、文化財の種類
- 文化財を取り巻く課題
過疎化・少子高齢化の進行を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっている。
文化財の保存については、特に有形文化財について所有者負担が大きく、適切な管理が難しいことが課題。
文化財保護に精通した人材面では、後継者の確保が課題。
文化財の活用の面では、一部を除き、一つ一つの文化財だけでは、魅力の発信の仕方が難しい。
- 目指すべき方向性
文化財を地域社会総がかりで保存していくとともに、雄大な自然に根ざした本県の持つ強みと環境を文化財の活用につなげ、文化財の保存と活用の好循環を形成していくことを目指す。
- 保存と活用の方針
地域に存在する文化財の把握、保護の適切な推進、文化財の価値の共有、文化財を地域のストーリーとして捉えること及び専門的な人材の配置や育成が重要。
現在は未指定のものも含めて文化財を地域資源として捉え、その価値をどう地域において活かすかが重要。

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- 文化財の修理・修復と整備
文化財の修理・修復と整備を進めていくためには、市町村が所有者と連携し、修理や整備を行っていくための保存活用計画の策定が必要。
補助金については、市町村が策定する文化財保存活用地域計画や、個別の文化財の保存活用計画に盛り込まれた事業を優先的に実施する等の方策を検討していく。
- 人材育成と資質向上
地域社会総がかりで文化財の保存と活用の取組を進めていくためには、これまで以上に幅広い層の地域住民や民間団体を巻き込んだ活動組織を形成し、人材育成と資質向上に取り組んでいかなければならない。
- 情報発信
地域社会総がかりで文化財の保存と活用に取り組むためには、その情報を正確に伝えることが必要である。
今後は、未指定も含めた文化財の情報を、各市町村と連携して地域に向けて発信していく。
- 指定等文化財の保存と活用に向けた支援等
高知県文化財保存事業費補助金による支援や、指導助言を実施。今後も引き続き行っていく。
- 未指定文化財の保存と活用
今後は、地域の中で掘り起こしを進め、登録へ向けて取り組んでいくことが重要。
地域にとって価値のある文化財を総合的な調査等により把握し、その保存と活用に取り組んでいくため、集落や地域に残る歴史や自然、風習、伝説などが織りなすストーリーの下にグループ化することも重要。

第3章 高知県内の市町村への支援の方針

○文化財保存活用地域計画作成への支援方針

文化財保存活用地域計画作成する県内市町村には、高知県文化財保存活用大綱の主旨の解説や地域計画作成のための助言を行うとともに、全国の地域計画作成状況や文化庁等からの最新情報などを提供する。

また、地域計画作成する市町村が設置する協議会には、市町村の要望に応じて、高知県もオブザーバー等として参加する。加えて、地域計画作成する上で重要となる構成員の推薦や、地域計画作成にあたって必要な知見のある団体等の情報提供も行う。

○保存・活用の取組への支援

県は、多分野の関係者が連携し、文化財の保存と活用に取り組んでいく地域社会総がかりの仕組みづくりを支援する。また、専門職員による助言や、必要な財政支援のあり方について検討する。

○人材確保への支援

幅広い層の地域住民やNPO等の民間団体を巻き込んだ活動組織が地域地域に形成されることを促すため、関係する人材の情報を収集し、適切に提供していくとともに、人材の育成にも取り組んでいく。

第4章 防災・減災と災害への対応

○地域とともに取り組む文化財防災について

地域に住む方々が文化財の大切さを理解していることが重要。

災害前から予め文化財の所在目録を整理し、地域社会における協働のメカニズムを作っていくことが重要。

災害後の復興に向けては、文化財が地域にどのような貢献を果たしてきたかを地域で共有する作業を通じ、地域の独自性を地域社会全体で共有していくプロセスが大切。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

文化財保護行政組織、文化財関係組織、文化財保護審議会、文化財保護指導員・文化財専門委員、その他民間団体等について

第6章 文化財の活用

世界遺産、日本遺産、重要文化的景観、重要伝統的建造物群について

第7章 これからの文化財の継承について

文化財は現在まで守り伝えられてきた貴重な財産。その貴重な文化財を継承してきた地域社会が、過疎化と少子高齢化という大きな課題に直面している。

文化財保護法の改正を契機に、多くの人々が参画して、文化財の価値を知り、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承することが求められている。

本大綱では、文化財を適切に保存し、活用することで地域活性化につなげること、文化財に関わる人材を育成確保することの重要性を示した。これらの方向性を広く地域社会で共有していただくことが必要。

そのためには、県と市町村がこれまで以上に連携し、行政が地域社会に対し、より積極的に働きかけていくとともに、観光や学校教育など様々な分野の関係者と連携していく場をつくっていくことが重要。

各市町村における文化財保存活用地域計画の策定過程などにおいて、県としても積極的に役割を果たす。

3 地域計画策定へ向けた取組

(1)市町村との連携体制構築

○文化財課担当者が各市町村文化財担当課を訪問し、大綱について説明し、地域計画の必要性を共有する。

(2)対象地域の選定

○対象地域の考え方（市町村域全体か、一定の地域で先行実施すべきか、など）を市町村の実情に応じて整理し、取り組むべき地域を選定する。

(3)人材のリストアップ

○対象地域で、保存・活用すべき文化財（指定・未指定を問わない）をピックアップするために相応しい関係者をリスト化する。

(4)協議会の設置

○各関係者に地域計画の趣旨を説明し、理解いただいた上で、地域計画策定協議会を設置する。協議会設置準備のための説明会等には、県担当者も出席し大綱の趣旨説明を行う。

高知県文化財保存活用大綱

令和3年3月

高知県教育委員会

序

高知県の地理的、歴史的環境によって形成された各地域に残る有形無形の文化財は、過疎化や少子高齢化の進行などによる社会状況の変化によって、毀損や滅失、散逸の危機にさらされています。

これらの文化財は、先人たちが残した遺産であるとともに、各地域が持っている魅力を明らかにする貴重な財産です。

地域を取り巻く環境が厳しさを増しているなかにあって、これらの文化財は未指定のものも含め、地域の象徴として、また活性化の起爆剤としての価値をますます高めています。

このことから、早急に地域社会の総力を結集して、かけがえのない財産である文化財を次世代へ確実に継承していくため、文化財の保存と活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤として「高知県文化財保存活用大綱」を策定しました。

本大綱が活用され、各地域の様々な分野の方々が連携し、地域社会総がかりで、文化財を適切に保存し、活用していく仕組みづくりにつながれば幸いです。

令和3年3月

高知県教育委員会

教育長 伊藤 博明

本文目次

序文

序章	1
1. 大綱策定の背景と目的	1
(1) 大綱策定の背景	1
(2) 大綱策定の目的	1
2. 大綱の位置付け	1
3. 大綱の期間	2
第1章 文化財の保存・活用に関する基本的方針	2
1. 高知県の概要	2
(1) 地勢・気候	2
(2) 歴史	2
2. 文化財の概要と特色	5
(1) 文化財の概要	5
(2) その他の文化財	6
3. 文化財を取り巻く課題	6
4. 目指すべき方向性	7
5. 保存・活用の方針	7
(1) 総合的な方針	7
(2) 指定等の分類ごとの方針	8
(3) 未指定文化財の方針	10
第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	10
1. 文化財の調査と指定	10
(1) これまでの取組	10
(2) 今後の計画	11
2. 文化財の修理・修復と整備	12
(1) これまでの取組	12
(2) 今後の計画	12
(3) 補助金等の確保	13
3. 人材育成と資質向上	13
4. 情報発信	14
(1) 高知県文化財地図情報システム	14
(2) 『文化財こうち』	14
(3) 『高知県文化財ハンドブック』	14

(4)『埋蔵文化財ハンドブック』.....	15
5. 指定文化財の保存と活用に向けた支援等	15
(1)高知県文化財保存事業補助金	15
(2)指導助言.....	15
6. 未指定文化財の保存と活用	16
(1)文化財登録制度の活用	16
(2)ストーリー（物語）によるグループ化	16
第3章 高知県内の市町村への支援の方針	16
1.文化財保存活用地域計画作成への支援方針.....	16
2.保存・活用の取組への支援.....	16
3.人材確保への支援	17
第4章 防災・減災と災害への対応.....	17
1.高知県文化財防災マニュアル	17
2.文化財救済ネットワーク.....	19
3.文化財レスキュー体制.....	19
4.地域とともに取り組む文化財防災について	19
第5章 文化財の保存・活用の推進体制.....	20
1.文化財保護行政組織.....	20
2.文化財関係組織.....	20
3.文化財保護審議会	20
4.文化財保護指導員・文化財専門委員.....	21
5.その他民間団体等	21
第6章 文化財の面的な活用.....	21
1.世界遺産.....	21
2.日本遺産.....	22
(1)四国遍路.....	22
(2)森林鉄道から日本一のゆずロードへ.....	22
3.重要文化的景観.....	23
4.重要伝統的建造物群保存地区	24
(1)吉良川町重要伝統的建造物群保存地区.....	24
(2)安芸市土居廓中重要伝統的建造物群保存地区	24
(3)歴まち認定都市.....	25
第7章 これからの文化財の継承について	26

表目次

表1	高知縣市町村文化財関係職員配置状況	29
表2	高知縣市町村文化財担当部署	30
表3	高知県文化財保護審議会委員	31
表4	市町村文化財保護審議会委員1	32
表5	市町村文化財保護審議会委員2	33
表6	市町村文化財保護審議会委員3	34
表7	市町村文化財保護審議会委員4	35
表8	市町村文化財保護審議会委員5	36
表9	市町村文化財保護審議会委員6	37
表10	市町村文化財保護審議会委員7	38
表11	市町村文化財保護審議会委員8	39
表12	市町村文化財保護審議会委員9	40
表13	市町村文化財保護審議会委員10	41
表14	文化財保護指導員一覧1	42
表15	文化財保護指導員一覧2	43
表16	文化財専門委員	43
表17	国指定国宝・重要文化財 建造物	44
表18	国指定国宝・重要文化財 美術工芸品1	44
表19	国指定国宝・重要文化財 美術工芸品2 彫刻1	44
表20	国指定国宝・重要文化財 美術工芸品3 彫刻2	45
表21	国指定国宝・重要文化財 美術工芸品4 彫刻3	46
表22	国指定国宝・重要文化財 美術工芸品5	46
表23	国指定国宝・重要文化財 美術工芸品6	46
表24	国指定国宝・重要文化財 美術工芸品7	46
表25	国指定国宝・重要文化財 美術工芸品8	47
表26	国指定 史跡名勝天然記念物1 史跡	47
表27	国指定 史跡名勝天然記念物2 名勝	47
表28	国指定 史跡名勝天然記念物3 特別天然記念物	47
表29	国指定 史跡名勝天然記念物4 天然記念物	48
表30	国指定 重要有形民俗文化財	48
表31	国指定 重要無形民俗文化財	49
表32	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(記録選択)	49
表33	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財(記録選択)	50

表34	国選定	保存技術	50
表35	国選定	重要文化的景観(重文景)	50
表36	国選定	重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)	50
表37	登録有形文化財	建造物 1	51
表38	登録有形文化財	建造物 2	52
表39	登録有形文化財	建造物 3	53
表40	登録有形文化財	建造物 4	54
表41	登録有形文化財	建造物 5	55
表42	登録有形文化財	建造物 6	56
表43	登録有形文化財	建造物 7	57
表44	登録有形文化財	建造物 8	58
表45	登録有形文化財	建造物 9	59
表46	登録有形文化財	建造物 10	60
表47	登録有形文化財	建造物 11	61
表48	県保護有形文化財	建造物	62
表49	県保護有形文化財	美術工芸品 1	62
表50	県保護有形文化財	美術工芸品 2 彫刻 1	62
表51	県保護有形文化財	美術工芸品 3 彫刻 2	63
表52	県保護有形文化財	美術工芸品 4	64
表53	県保護有形文化財	美術工芸品 5	6
表54	県保護有形文化財	美術工芸品 6	65
表55	県保護有形文化財	美術工芸品 7	65
表56	県保護有形文化財	美術工芸品 8	65
表57	県保護有形文化財	史跡名勝天然記念物 1 史跡	66
表58	県保護有形文化財	史跡名勝天然記念物 2 名勝	67
表59	県保護有形文化財	史跡名勝天然記念物 3 天然記念物 1	67
表60	県保護有形文化財	史跡名勝天然記念物 4 天然記念物 2	68
表61	県保護有形民俗文化財		68
表62	県保護無形民俗文化財		69
表63	県保護無形文化財		70

序章

1. 大綱策定の背景と目的

(1) 大綱策定の背景

我が国の人口は平成16年をピークに減少局面に突入し、過疎化・少子高齢化の進行が加速しています。国勢調査の結果によると、本県の人口は、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出などの影響により全国に先駆けて減少を始め、昭和45年に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、昭和61年に再び減少に転じ、平成27年には約72万8千人となりました。令和2年9月1日現在の推計人口は、約69万人となっています。高齢化率も上昇し、中には、住民の半数以上が65歳以上の高齢者となる自治体も現れています。

こうした社会状況の変化を背景に、全国的に文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっており、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要となってきました。このような認識の下、地域における文化財の計画的な保存と活用の促進や、地方文化財保護行政の強化を図ることを目的に、平成31年4月1日に改正文化財保護法が施行されたところです。

新しい文化財保護法では、都道府県が文化財の保存と活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることとなり、本県においても、法の趣旨に則って大綱を策定することとしました。

(2) 大綱の目的

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しています。ここでいう保存とは、文化財の価値を後世に向けて確実に維持することであり、活用とは文化財の価値を踏まえ現代社会において適切に活かすことであって、両者は表裏一体の関係にあります。

本県では、この保存と活用を計画的に行い、持続可能な仕組みを構築するため、未指定も含めた文化財の保存と活用の基本的な方向性を明らかにし、県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となる指針を示すことを目的として、大綱を策定します。

2. 大綱の位置付け

この大綱は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の2の規定に基づき策定され、本県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化し、県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるものです。

大綱では、高知県教育振興基本計画における文化財の保存と活用の方向性や、高知県が

掲げる5つの基本政策とそれに横断的に関わる政策などを踏まえ、県内各市町村がその状況に応じて、域内に存する文化財の総合的な保存と活用のための文化財保存活用地域計画を定める上で必要となる基本的な事項を定めました。

3. 大綱の期間

本大綱の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1. 高知県の概要

(1) 地勢・気候

高知県は四国の南側に位置し、北は四国山地で愛媛県、徳島県に接し、南は太平洋に面して足摺岬と室戸岬が突き出した、扇状の形をしています。南から四万十帯、秩父帯、三波川帯といった地質構造帯で構成され、面積は7,104㎢と四国4県では1番、全国でも18番目の広さです。黒潮が流れる太平洋を臨む海岸線は浦戸湾を挟んで東西に長く、海岸線延長は713kmに及んでおり、西部はリアス式海岸、東部は隆起海岸が続いています。

年間の日照時間は2,000時間を超す一方、年間降水量も多く全国でも屈指の降水地域で、吉野川、物部川、仁淀川、四万十川といった一級河川を始め多くの川が流れ、豊かな水量をたたえています。温暖多湿な気候のため、足摺岬や室戸岬ではアコウ、ビロウといった亜熱帯植物が自生しています。また、平野部では早場米が収穫され、早くから野菜のハウス栽培も盛んに行われてきました。

また、森林率が84%と全国で1番高く、ニホンカモシカやヤマネといった貴重な動物が生息し、ミヤマクマザサなどの希少な植物群落もあります。その反面平野部が少なく、四国山地の急峻な山々と太平洋に囲まれた地形は、古代以降文化の中心であった畿内や、近世以降政治文化の中心となった江戸や大坂との往来や交流を阻害する要因となり、文化や技術の伝播に時間を要しました。

このような複雑な地形や温暖な気候に加え、たびたび訪れる台風の猛威や、概ね100～150年間隔で発生してきた土佐湾沖の南海トラフを震源とする巨大地震といった自然災害などが、土佐特有の風土をつくりあげ、日本一の大杉として名高い「杉の大スギ」を始めとする天然記念物や、外壁を土佐漆喰で塗り固めた建造物など、文化財の地域的特徴につながりました。

(2) 歴史

高知県は、旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡は多くありませんが、縄文時代後

期の遺跡からは、九州とのつながりを示す土器が出土しています。また、現在の南国市にある田村遺跡群を始め、弥生時代の遺跡は数多く見られます。

古墳時代前期においては、ヤマト王権との関わりを示す前方後円墳が確認されており、高知県の特徴となっています。このヤマト王権の時代からは、現在の高知県にあたる地域は中村平野と中筋平野を中心とした「波多国」とそれ以外の平野部を有した「都佐国(土佐国)」に分かれ、それぞれ国造が置かれていました。律令制では、土佐国と呼ばれ、以降「土佐」と称されてきました。

平安時代には「古今和歌集」の撰者として知られる紀貫之が国司として土佐国に赴き、任期を終え都に帰るまでの出来事を記した土佐日記は、最初のかな文日記として知られています。また、讃岐国(現在の香川県)出身の弘法大師空海によって、平安時代初期に四国霊場が開創されたとの伝承があり、後世の四国遍路の成立へとつながっています。

鎌倉時代の土佐は幕府から任ぜられた守護や守護代が治めますが、在地の安芸氏や夜須氏、地頭として赴任した香宗我部氏などが力をつけ、幡多郡は摂関家の一条氏が支配していました。また、源希義、土御門上皇といった貴人も土佐に配流されており、県内には、当時の文化を偲ばせる遺跡が見られます。

室町時代には守護代細川氏が現在の南国市田村に田村城館を築いて守護所を置いて支配をしましたが、応仁の乱が激しくなると細川氏は京都に引き上げます。その後、乱の初期から土佐中村に下向していた一条氏が、土佐中央部に進出するなどその支配を強めました。戦国期には、一条氏の他に、本山氏、安芸氏、大平氏、津野氏、吉良氏、香宗我部氏、長宗我部氏の、いわゆる土佐七雄と呼ばれる有力な豪族が台頭、やがて中央部の岡豊(現南国市)を拠点とする長宗我部元親が各豪族や一条氏を次々と打ち倒し、天正3年(1575年)に土佐を統一しました。

長宗我部氏はその後四国一円に勢力を広げましたが、織田信長の死後、勢力を急速に拡大した羽柴秀吉に敗れ、土佐一国のみを安堵されることになりました。その後は秀吉に臣従し2代にわたって豊臣政権に仕えましたが、秀吉が慶長3年(1598年)に没した後、徳川家康と石田三成を中心に全国の大名が東西に分かれて戦った慶長5年(1600年)の「関ヶ原の戦い」で元親の子盛親が西軍に参加したことから、改易となりその治世は終わりを告げました。

長宗我部氏の後を受けて土佐を治めることとなった山内一豊は、慶長6年(1601年)に土佐へ入国しました。当初は長宗我部氏の居城である浦戸城を拠点としましたが、同年、かつて元親が居城としていた浦戸湾奥の大高坂山への移転を決意し、10年をかけて領国支配の拠点となる高知城を築城しました。また、領内の要所に重臣を配置して、支配体制を固め、明治維新まで260年以上土佐一国を治めることとなりました。

山内氏は、家臣団と町人の居住地を区分する町割りを行い城下町を形成するととも

に治水や運河整備などを進め、現在の高知市につながる都市の基盤を築きました。また、新田開発による農地の拡充など生産基盤の確立に取り組み、県内各地で港湾、用水(運河)整備を進め、農地の生産力を高めるとともに海運力の向上を図り、上方や江戸とを結ぶ農林産品の輸送路を整えました。

一方、山内氏は、譜代家臣を中心とする御侍(いわゆる「上士」と、軽格(いわゆる「下士」)の身分を設けて家臣団管理を行いました。幕末には、この身分制に対する不満を持つ軽格である郷士や村役人層から、坂本龍馬や中岡慎太郎を始め明治維新の原動力となる志士が輩出されました。

江戸時代の後半になり、外国船が次々と日本へ来航し通商を求める中、長州藩や薩摩藩が倒幕の動きを強めると幕府の支配体制は大きく揺らぎました。土佐藩は、山内容堂の強力な政治力の下、幕末政治において重きをなし、慶応3年(1867年)幕府に対し大政奉還建白書を提出し、大政奉還に導くなど、明治維新において大きな役割を果たしました。

明治政府において板垣退助や後藤象二郎など土佐出身の政治家は、参議など要職を務めていましたが、いわゆる「征韓論」に端を発する「明治6年の政変」で下野し、土佐に戻りました。彼らは、自由民権運動を興し、立志社などの民権結社を設立して後進の活動家を育成しました。民権運動の中からは、植木枝盛や中江兆民などの著名な思想家が輩出されました。彼らは、国会開設、憲法制定などを求める民権運動を全国に広げ、近代社会の発展に大きく貢献しました。

産業面では、明治時代に機械漉き和紙の生産が始まり、和紙関連品目が県外移出額の第1位を占めるまでになりました。また、港湾や鉄道などの交通基盤や発電所などの産業基盤が次々に整備され、その後の産業の近代化を支えました。

昭和6年に満州事変が勃発、昭和20年に太平洋戦争が終結するまでの間、戦時体制が強化され県民の暮らしも変化していきました。大戦末期には本土決戦用の陣地も多数作られ、前浜掩体群や向山戦争遺跡などの戦争遺跡が今に残っています。

長期にわたる戦争により、人心は疲弊し、太平洋戦争末期の空襲により生産基盤もほとんど破壊されました。戦争からの復興が始まった昭和21年には、昭和の南海地震が発生し、地震と続く津波によって県内各地に大きな被害をもたらしました。そうしたこともあり、復興の道が確かなものとなるには時間を要しました。

そうした厳しい状況が続く中、戦災復興の一事業として昭和23年から高知城の大修理が始まり、昭和34年までの修理により、今日私たちが親しんでいる高知城が良好な姿で伝えられることとなりました。

また、昭和29年に始められたよさこい祭りは、戦災からの復興を象徴するものとして始められ、70年近い年月を経て高知の祭りから日本を代表する祭りへと大きく成長し、海外からも注目される高知の夏の風物詩として定着しています。

2. 文化財の概要と特色

(1) 文化財の概要

文化財保護法では、文化財を6つの類型に分類して保護をしています。それぞれの類型の概要は以下のとおりです。(令和2年4月1日現在)

ア. 有形文化財

建造物や美術工芸品等有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財といいます。高知県では、国宝が3件、重要文化財が90件指定されています。

イ. 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを無形文化財といいます。高知県には、国の指定によるものはありません。

ウ. 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関し、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものを民俗文化財といいます。高知県では、重要有形民俗文化財として4件、重要無形民俗文化財として2件が指定されています。

エ. 記念物

城跡旧宅等の遺跡、庭園等の名勝地、動植物等で我が国にとって価値の高いものを総称して記念物といいます。高知県では、特別天然記念物として5件、その他、史跡・名勝・天然記念物に31件が指定されています。

オ. 文化的景観

人々の生活または生業及び地域の風土により形成された景勝地で、国民の生活または生業の理解に不可欠なものを文化的景観といいます。特に重要なものは重要文化的景観として選定され、高知県には6件あります。

カ. 伝統的建造物群保存地区

城下町や宿場町など歴史的集落・町並みのうち、市町村が決定したものを伝統的建造物群保存地区といいます。そのうち、国が我が国にとって価値が高いと判断したものが重要伝統的建造物群保存地区に選定され、高知県には2件あります。

有形文化財は、全国的に見て、歴史上都城が置かれたところやその周辺地域に多く、国宝・重要文化財の指定件数も群を抜いています。本県では、建造物よりも仏像彫刻の割合が高くなっています。無形文化財は、その保持者がいわゆる「人間国宝」と呼ばれるなど、個人又は集団が体現している性質上、その多くが東京や京都などに集中しており、本県を始め21道県では国指定はありません。民俗文化財は、有形・無形とも、より幅広く分布しています。

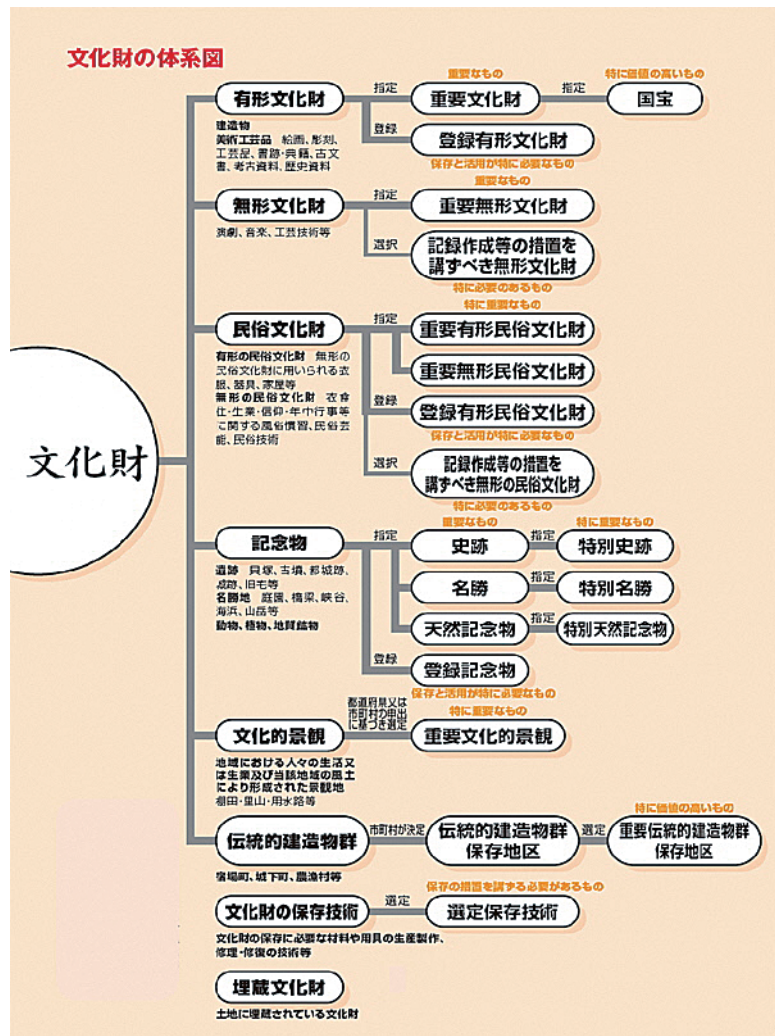
記念物はその対象が大変幅広く、全国各地で指定されています。その中で、特別史跡及び特別名勝については四国では香川県のみ指定がありますが、特別天然記念物については、四国各県とも1～2件の指定があります。本県は他県に比べ、史跡が少ない傾向にあります。

文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観であり、その文化的な価値を正しく評価し、地域で護り継承していくことが必要です。本県では、重要文化的景観として、全国的にも例の少ない5市町連携で選定された四万十川流域の文化的景観が注目されます。伝統的建造物群保存地区は、周囲の環境と一体をなして歴史的な風致を形成している伝統的な建造物群のある地区のことです。本県では、重要伝統的建造物群保存地区として、東部地域で2件選定されています。

(2) その他の文化財

6類型の文化財以外には、選定保存技術と埋蔵文化財があります。選定保存技術は、四国では2件が選定され、その保存団体が認定を受けています。認定団体の一つは本県の全国手漉和紙用具製作技術保存会で、歴史ある伝統産業として脈々と受け継がれてきた全国の和紙を次々に伝えるために不可欠な技術を保持しています。

埋蔵文化財の存在が知られている土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地と呼ばれますが、高知県は全国的に見ても少なく、古墳の数も少数です。出土品については四国各県で特徴が見られ、銅剣は瀬戸内、銅鐸は東四国、銅戈は西四国、銅矛は南四国を中心に分布しています。中世の城館跡は四国の中でも多く、戦国時代を中心に、山間部の各地に武士が割拠していた様相がうかがえます。



出典：文化庁ホームページ

3. 文化財を取り巻く課題 過疎化・少子高齢化の進行

を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。文化財の保存については、特に有形文化財について修理費用が高額となり、所有者負担が大きく、適切な管理が難しいことが課題となっています。重要文化財の指定件数が多い仏像を中心とした木造彫刻や建造物は社寺が保有しているものも多いですが、檀家や氏子の減少などを背景に、国の補助事業や公益財団法人等からの助成を受けてもなお、修理経費の捻出に苦慮するケースがあります。

また、文化財保護に精通した人材面でも、高等教育機関で文化財分野に係る教育を受けた人材や、地域の中で文化財の知識を受け継いできた専門人材が減少し、後継者の確保が課題となってきています。

文化財の活用の面では、一部を除いて一つ一つの文化財だけでは、人々の興味や関心を惹きつけるような魅力の発信の仕方が難しい現状があります。文化財を、地域に住む方々が誇りに思っている歴史や暮らしと関連付けながら、地域社会全体で活用方法を考えることが必要です。今後は、地域に点在する文化財を有機的に組み合わせ、一連のストーリー(物語)として一体的に活用するといった取組も重要です。

4. 目指すべき方向性

高知県の自然環境、歴史文化や信仰に根ざした特色ある有形無形の文化財は、県民の皆様がこれまで培ってきた独自性を体現する財産であると言えます。過疎化・少子高齢化や世代交代などを背景に、所有者や地域社会の文化財の保存に対する考え方にも変化が起きている今、これらの文化財を将来にわたって継承していくためには、地域社会総がかりで文化財を保存し、活用していく仕組みづくりが必要です。

そのためにはまず、地域の方々が文化財に触れ、その成り立ちや指定の経緯などについて、歴史や風土の観点からその価値を理解し、保存と活用の課題を共有することが前提となります。また、地域に埋もれている文化財を発掘していくことも重要です。さらに、文化財を適切に保存し活用を図るためには、まちづくりの視点も欠かせません。

以上を踏まえ、高知県では、文化財を地域社会総がかりで保存していくとともに、雄大な自然に根ざした本県の持つ独特の環境を文化財の活用につなげ、文化財の保存と活用の好循環を形成していくことを目指します。

5. 保存・活用の方針

(1) 総合的な方針

文化財の保存と活用の好循環の形成のためには、まず地域に存在する文化財を把握することが必要です。現在、国や自治体の指定などによる価値づけがされている文化財はもとより、未だ指定などがされていない文化財などについても、調査の充実などを通じて地域の歴史や文化、周辺環境も含めて総合的に捉えていくことが重要となります。

文化財の価値を後世に向けて確実に維持していくためには、まず法令等に基づく保護を適切に推進していくと同時に、地域社会総がかりで文化財を保存していくために、所有者や地域の方々などが文化財の価値を共有していく場づくりを進めていくことが重要です。

その際には、文化財個々の指定や未指定に係わらず、文化財を地域のストーリーとして捉えていくことも重要になってきます。各地域、各集落には歴史があり、文化財が現存しており、それらをストーリーに盛り込むことで、地域の文化財の価値を理解し、その魅力を発信でき、まちづくりに活かすことができるからです。各地域に残る伝承(しきたり、信仰、風習、言い伝えなど)を盛り込んだ、地域の魅力的なストーリーの中で文化財を捉えていくことで、把握した文化財を地域の方々に理解していただき、効果的な保存と活用につなげることが出来ます。また、複数の地域に画一的な施策の網をかけるよりも、それぞれの地域の特色を尊重し、活かすような個々の取組が大切になってきます。

その上で、文化財を活かしたまちづくりを推進するには、文化財を見出し、活用を図る仕組みを動かす専門的な人材の継続的な配置や育成が鍵となってきます。地域づくりに積極的に取り組んでいる自治体は、全国に誇る文化財を有効に活用した取組を活発に推し進めていますが、そこでは住民と行政の間を取り持つ組織がポイントとなっており、いずれも核となる人材と、同じ理念を共有する仲間が存在しています。文化財の重要性を認識した上で愛着を持ち、積極的に取り組む人材の確保が、大変重要です。

高知県では、市町村等とともに平成29年3月から平成31年1月にかけて、大政奉還、明治維新150年を記念して本物の歴史を体感していただく「志国高知 幕末維新博」を開催しました。開催にあたっては、地域会場とその周辺の観光資源を一体とした周遊コースからなる「観光クラスター」を整備し、文化財や文化財を所蔵する施設は、各地の中心的存在として役割を果たし、多くの見学者を集めました。この取組は、集客増を図ることにとどまらず、学芸員などの研修事業や展示環境の改善を合わせて実施することで各施設の強化につながりました。この成果を今後の文化財保存活用につなげるために、継続的な研修や連携体制の構築が必要です。

(2) 指定等の分類ごとの方針

ア. 有形文化財

<方針>

過疎化・少子高齢化の進行等により、文化財的価値の高い建造物が維持困難になる事例が出てくることや、美術工芸品や歴史資料等の散逸等が懸念される。調査や研究に基づき、所有者等の意思確認や市町村との連携を図りつつ、保存と活用の体制を整えていく。

イ. 無形文化財

<方針>

本県では国の指定が無く、県指定の事例も少ない状況である。指定文化財の素晴らしさを、多くの県民の方々に知っていただく機会をつくっていく。

ウ. 民俗文化財

<方針>

民俗文化財の保存と活用に大きな役割を果たしてきた中山間地域において、過疎化・少子高齢化の進行が顕著に見られる。有形民俗文化財の保存と活用、無形民俗文化財の後継者の育成や伝承組織の継続を目指した取組を進めていく。

エ. 記念物

<方針>

遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物など幅広い。指定地の広さや経年変化といった特徴を踏まえた維持管理や整備が適切に行われるよう、必要な支援を行っていく。

オ. 文化的景観及び伝統的建造物群保存地区

<方針>

選定によって保存整備が進んできたものもあるが、地域や地区全体での活用が課題となっている。保存と活用のあり方について計画的に検討していくため、所有者等や市町村を支援する。

カ. 埋蔵文化財

<方針>

開発事業については試掘確認調査を確実に実施し、開発部局との協議や調整を適切に行うとともに、調査体制の整備や調査成果を活用した普及啓発に努める。

(3) 未指定文化財の方針

文化財は、既述の通り文化財保護法において6つの類型を中心として定義されていますが、その中には、国宝や重要文化財として指定等をされているものだけでなく、未指定のものも含まれています。

これまで、文化財というと指定文化財のことを指すと捉えられがちでしたが、今後地域社会総がかりで、地域活性化の視点も踏まえて文化財を保存・活用していくにあたっては、現在は未指定のものも含めて地域資源として捉え、その価値をどう地域において活かしていくかが大変重要になってきます。

この場合、未指定の文化財の価値を把握し、指定等にふさわしいものは制度の枠組みの中に位置付けることも当然重要ですが、指定等にはあたらないものも含め、文化財を活用した地域活性化の取組の中で文化財を総合的に保存・活用していくことが必要です。

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1. 文化財の調査と指定

(1) これまでの取組

有形文化財では、これまでに『高知県の近世社寺建築』(昭和56年)を始めとする調査を行い、近世社寺では昭和57年に高知市土佐神社楼門、平成14年に馬路村金林寺薬師堂、近代和風建築では平成11年の土佐清水市吉福家住宅や平成17年の香南市安岡家住宅、近代化遺産では平成21年に中芸5町村の旧魚梁瀬森林鉄道施設が重要文化財の指定を受けました。その後、登録有形文化財に登録された建造物も多数存在します。

また、補助事業として平成6、7年度に「ふるさと文化遺産保存推進事業」として県下の貴重な建造物の保存・活用を図るべく調査事業を実施しました。昭和60年に指定された田野町岡御殿や、平成9年に県保護有形文化財に指定された同町旧岡家住宅(西の岡)などが調査されています。その他、重要文化財の指定に向けた佐川町竹村家住宅、旧魚梁瀬森林鉄道施設、高知市竹林寺書院などの調査が行われました。

民俗文化財では、文化庁が昭和30年代末から全国調査を行っており、高知県では、昭和56、57年度に民俗文化財分布調査、昭和58年3月に『高知県民俗地図 高知県民俗文化財分布調査報告書』、昭和62、63年度に民謡緊急調査、平成元年3月に『高知県の民謡 民謡緊急調査報告書』、平成3年度に『高知県の諸職』、平成18年3月に『高知県祭り・行事調査報告書』を実施・刊行しています。令和元年度からは、民俗芸能緊急調査を3ヵ年計画で実施しています。

記念物では、戦前の昭和3年、昭和5年、昭和7年に高知県が行った調査例があり、『高知縣史蹟名勝天然記念物』として第一輯から第三輯の3冊が刊行されています。これら

以外には、指定に向けた個別の調査が実施されています。

重要文化的景観では、選定に向けた保存調査を四万十川流域 5 市町それぞれが行い、「四万十川流域の文化的景観」が 5 市町連携として平成 21 年 2 月 12 日、「久礼の港と漁師町の景観」が平成 23 年 2 月 7 日に選定されました。中土佐町や梶原町などでは追加選定に向けた調査も実施され、追加選定を受けた地区もあります。

重要伝統的建造物群保存地区では、選定に向けた保存対策調査を室戸市吉良川町が平成 6、7 年度に、安芸市土居廓中が平成 21、22 年度に実施し、それぞれ平成 9 年 10 月 31 日及び平成 24 年 7 月 9 日に選定を受けています。この内、室戸市吉良川町については、選定から 20 年が経過したことや選定当時と状況が変わったことで、平成 28、29 年度に保存対策見直し調査を実施しています。

その他の文化財としては、埋蔵文化財で、昭和 48 年度に文化庁の全国調査の一環として県下の遺跡分布調査を実施しました。その成果は文化庁より昭和 51 年に『全国遺跡地図・高知県』として刊行され、高知県の遺跡の分布を示す基礎資料となっています。

昭和 54 年度からは高知県初の大規模発掘調査である高知空港拡張整備事業に伴う田村遺跡群の発掘調査が開始され、その後、遺跡詳細分布調査を実施することになりました。調査は県内 5 ブロック(幡多ブロック、高岡ブロック、土佐・吾川ブロック、香美・長岡ブロック、安芸ブロック)で各 2 カ年計 10 カ年をかけて実施し、『高知県遺跡地図』を作成しました。

昭和 58 年度には国庫補助を受け県内の中世城館についての分布調査を実施し、『高知県中世城館分布調査報告書』を刊行しました。

(2) 今後の計画

現在、前述の民俗芸能緊急調査を実施し、指定に係る取組の検討や見直しが課題として浮かび上がっています。また、記録選択された中土佐町久礼八幡宮の御神穀祭の調査事業が実施されています。

また、世界遺産登録を目指している四国遍路の取組では、資産の保護に向け県内の札所寺院の総合的な文化財調査を実施しています。今後も継続して札所寺院の適切な保存やその歴史的価値の証明に向けて、寺院の文化財調査を行っていきます。

四万十川流域の重要文化的景観では、関係する 5 市町が流域連携で取り組み、選定から約 10 年が経過しています。その間、追加選定など保護の発展もありましたが、地域の高齢化や住民に対する保護の仕組みの理解と啓発、自然再生エネルギーへの対応などが新たな課題となっています。今後、その課題に対応するために保存活用計画と整備活用計画の改定と見直しを検討していくこととなっています。

未指定の文化財についても、例えば香南市夜須町羽尾の長谷寺では、令和 2 年度に仁王像の立体画像データを記録した後、令和 3 年度以降順次制作年代や仏師の特定に向けた調査を実施していく計画となっているなど、地域独自の動きも見られます。

2. 文化財の修理・修復と整備

(1) これまでの取組

主に有形文化財、有形民俗文化財、記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区において取組を行ってきました。

有形文化財では、建造物と仏像彫刻を中心とした美術工芸品について、主に修理等が行われてきました。まず、重要文化財建造物では、高知城の修理が継続的に実施され、全解体修理と整備が行われた安岡家住宅、屋根の葺き替えと漆の塗り替えが行われた四万十市不破八幡宮本殿、美装化事業として大豊町旧立川番所書院と四万十町旧竹内家住宅の屋根の修理事業などがあります。中芸5町村旧魚梁瀬森林鉄道施設の内で現在県道として使用されている二股橋、堀ヶ生橋、釜ヶ谷橋、井ノ谷橋では必要に応じて修理が行われ、毀損した犬吠橋では平成30年度から保存修理事業が始まり、現在調査工事が行われています。県指定文化財建造物では、田野町旧岡家住宅(西の岡)の保存修理事業があります。

彫刻では、虫害や破損が大きい場合に随時修理が実施されており、平成30年度は重要文化財で仁淀川町養花院所蔵の木造菩薩坐像、県指定文化財で土佐清水市金剛福寺所蔵の木造不動明王立像、木造毘沙門天立像、四万十市所有の南仏上人坐像の修理が行われました。また、絵画では燻蒸により変色した香南市赤岡町の土佐芝居絵屏風(通称赤岡絵金屏風)の保存修理が行われました。

有形民俗文化財では、津野町の重要有形民俗文化財高野の舞台と宿毛市の重要有形民俗文化財浜田の泊屋で、部分修理が行われました。

記念物のうち、史跡では、保存活用計画の策定が完了した土佐藩主山内家墓所が整備基本計画を策定し、令和3年度以降順次整備を行う計画となっています。

重要文化的景観では、重要な構成要素に設定されている物件の保存修理が実施されています。四万十川流域の文化的景観では、四万十市にある口屋内の沈下橋と石垣修繕工事、中土佐町の奈路橋の修理事業が実施されました。また、中土佐町の久礼の港と漁師町の景観では、久礼八幡宮本殿の屋根の葺き替え工事と直会殿の修理工事が行われ、西岡酒造酒蔵の修理事業が継続中です。

重要伝統的建造物群保存地区では修理修景事業が実施されています。毎年、室戸市吉良川町では5～6件、安芸市土居廓中では2～3件の事業が実施されており、特に、選定から20年が経過した吉良川町では、土佐漆喰や水切り瓦、「いしぐろ」と呼称される石塀の特徴ある町並みが修理により整い、今に伝えられています。

(2) 今後の計画

主に重要文化財、記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区において修

理などが計画されています。

例えば重要文化財では、昭和の大修理から70年近くが経過した高知城において石垣の孕みがみられ、耐震対策を中心とした大規模修理を行わなければならない時期になっています。高知市では旧関川家住宅の修理、土佐神社本殿・幣殿及び拝殿の屋根の葺き替え、楼門の修理、朝倉神社本殿の修理、竹林寺書院の修理などが予定されています。

また、屋根の葺き替え工事が予定されている、いの町山中家住宅、保存修理を行わなければならない土佐清水市吉福家住宅があります。

県指定物件では、平成9年度の修理から20年が経過した田野町岡御殿の屋根の葺き替えが計画されています。

その他の文化財も含め、これらの取組を適切に進めていくためには、市町村が所有者と連携し、修理や整備を行っていくための保存活用計画の策定が必要です。

(3) 補助金等の確保

これまで、文化財の保存事業については、計画段階から市町村及び文化財所有者等と緊急性や修理の規模などの協議を行い、国や県の補助金による財政的支援も行ってきたところです。

今後は、限られた財源の有効活用の観点からも、計画的な事業の実施が求められることから、市町村が策定する文化財保存活用地域計画や、個別の文化財の保存活用計画に盛り込まれた事業を優先的に実施する等の方策も検討する必要があります。

3. 人材育成と資質向上

高知県では、全市町村に設置されている文化財保護審議会が、文化財の指定や保存・活用に関する各地域の体制の中核をなしています。現在は、これら審議会と市町村、県の文化財保護指導員によって構成される文化財保護連絡協議会が、県内の市町村の文化財保護体制の確立を図るとともに、文化財愛護思想の普及及び相互研修の機会充実を目的とした活動を行っています。

今後、協議会の活動を持続的に発展させていくとともに、地域社会総がかりで文化財の保存と活用の取組を進めていくためには、各市町村の文化財保護審議会での議論を経て、公民館等社会教育施設の関係者を始め、これまで以上に幅広い層の地域住民やNPO等の民間団体を巻き込んだ活動組織を形成し、人材育成と資質向上に取り組んでいかなければなりません。また、学校教育との連携など、将来を見据えた取組も必要です。

その際には、貴重な文化財を損なうことがないように、保存上必要な取扱いなど一定の専門的知識を共有することが大切であり、必要に応じて、地域外の人材の活用を図ることも重要です。

各市町村において文化財保存活用地域計画を策定するにあたっては、以上のことを念頭

に置いておく必要があります。

4. 情報発信

地域社会総がかりで文化財の保存と活用に取り組むためには、その情報を正確に伝えることが必要となります。高知県では、これまで以下のような情報発信の取組を進めてきましたが、今後は、さらに一步進めて、未指定も含めた文化財の情報を各市町村と連携して地域に向けて発信していくこととします。

(1) 高知県文化財地図情報システム

県内の周知の埋蔵文化財包蔵地と史跡名勝天然記念物の最新情報を Web 上で迅速かつ広く県民に公開する目的で、平成 26 年度から運用しています。2 万 5000 分の 1 の地形図上に埋蔵文化財包蔵地の範囲と史跡名勝天然記念物の位置を明示し、詳細情報の確認や、各種の検索が可能となっています。

一方で運用から数年が経過し、現在普及している GIS に対応していない点など汎用性に欠け、操作上の使い勝手や管理者が情報をリアルタイムに更新できないなど、利便性の面でシステム全般の改修が課題です。

今後、利用者の利便性を考慮し、文化財全般に対応し、広く活用につなげていただくための文化財情報公開システムへの改修が必要です。

(2) 『文化財こうち』

県内の文化財について、各年度の動向や最新情報を掲載する広報誌です。前身は昭和 63 年度から平成 25 年度までの間に発行された『埋文こうち』で、主に埋蔵文化財の発掘調査関連の記事を掲載していました。平成 26 年度からは、広く文化財全般の情報を掲載することとし、誌名を『文化財こうち』と替えて発行されています。

内容は、県内の発掘調査や県内の指定文化財にまつわる記事を掲載し、文化財の 6 類型以外にも、図書の紹介や未指定文化財についても市町村の取組を紹介しています。

配布先は、県内外の各学校、図書館、文化施設などです。広く活用いただくことを目的に、文化財課のホームページにも PDF データを公開しています。

(3) 『高知県文化財ハンドブック』

平成 8 年 3 月に刊行された、高知県の国宝・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物などの文化財を収録したハンドブックであり、昭和 54 年に刊行された『高知県指定文化財』の改訂版です。

刊行から 23 年が経過し、この間文化財保護法の改正や、新たな文化財の指定・選定・登録もあり、保存と活用を進めるためにも改訂版の作成が不可欠です。

(4)『埋蔵文化財ハンドブック』

平成13年に、文化財課の前身である文化財保護室が、埋蔵文化財保護制度を正しく理解し、迅速かつ的確な対応を行うために刊行した手引き書です。

今後は、埋蔵文化財制度のみならず、文化財保護制度全体を包括するハンドブックの作成が課題です。

5. 指定等文化財の保存と活用に向けた支援等

(1)高知県文化財保存事業費補助金

高知県文化財保存事業費補助金交付要綱に則り、以下の事業に対して補助金による支援を行っています。

ア. 文化財保存事業

文化財保護法に基づき指定された文化財の保存上必要な保存修理、防災施設整備・修理、伝承・公開、史跡等整備、天然記念物保護増殖、伝統的建造物群保存地区保存などの事業に対して補助しています。

イ. 指定文化財管理事業

重要文化財等の維持管理の万全を期するために、所有者又は管理団体が行う防災設備保守点検等、差し茅・防蟻防虫等小修理、名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備、燻蒸・殺虫の事業に対して補助しています。

ウ. ふるさとの文化遺産保存推進対策事業

県下の歴史的・文化的に貴重なふるさとの文化遺産等について、その保存活用を図るため実態調査を行う事業に対して補助しています。

エ. 地域文化財保存伝承活動事業

地域の文化財を大切に保存し、文化財に対する理解を広めるために、市町村が行う案内板等設置事業、記録保存事業、無形文化財等支援事業に対して補助しています。

(2)指導助言

文化庁の調査官による国指定文化財等の現地指導に際して、県が随行し市町村を始めとした所有者の負担軽減に努めています。また各市町村で開催される文化財の保存活用に関わる協議会や、重要文化的景観などに関わる保存整備委員会などに職員を派遣し、指導助言を行っています。埋蔵文化財では、専門職員が配置されていない市町村に試掘確認調査や発掘調査の際に調査指導等を行っています。

以上のような支援を、今後も引き続き行っていきます。

6. 未指定文化財の保存と活用

(1) 文化財登録制度の活用

未指定の文化財の中から、地域活性化の視点を踏まえて保存・活用すべきものをとらえ、指定等の制度の枠組みの中に位置付けようとする場合、まず文化財登録制度の活用が考えられます。高知県では有形文化財のうち建造物の登録が比較的多く、主に県東部地域を中心にこれまでに304件が登録簿に記載され、現在283件が残っています。

今後は、美術工芸品など建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財や記念物(遺跡、名勝地、動物植物地質鉱物)も含め、改めて地域の中で掘り起こしを進め、登録に向けて取り組んでいくことが重要です。例えば、かつての南海地震の記憶につながる津波碑や、遍路道沿いの道標など、地域の方々にとって身近なものも、十分に対象になり得ます。

(2) ストーリー（物語）によるグループ化

今後は、指定や登録といった制度には馴染まなくとも、地域にとって価値のある文化財を総合的な調査などにより把握し、その保存と活用に取り組んでいくため、集落や地域に残る歴史や自然、風習、伝説などが織りなすストーリーの下にグループ化することも重要です。指定・未指定を問わず、地域の文化財をテーマごとにグループとして捉えることで、文化財を個々に活用することに比べて、より効果的に地域活性化に繋げていくことが可能となります。

その際には、各市町村文化財保存活用地域計画の策定関係者のほか、地域への適切な共有によって、地域ぐるみで取り組んでいくことが重要ですが、地域にはそれぞれの特徴があることから、地域に居住する方々の意見をより重視する必要があります。

第3章 高知県内の市町村への支援の方針

1. 文化財保存活用地域計画作成への支援方針

文化財保存活用地域計画(以下この章において「地域計画」という。)を作成する県内市町村には、高知県文化財保存活用大綱の主旨の解説や地域計画作成のための助言を行うとともに、全国の地域計画の作成状況や文化庁等からの最新情報などを提供します。

また、地域計画を作成する市町村が設置する協議会には、市町村の要望に応じて、高知県もオブザーバー等として参加します。加えて、地域計画を作成する上で重要となる構成員の推薦や、地域計画の作成にあたって必要な知見のある団体等の情報提供も行います。

2. 保存・活用の取組への支援

高知県には文化財を所管する文化財課に、文化財担当と埋蔵文化財担当があり、文化財担当には歴史的建造物の専門職員1名、埋蔵文化財担当には埋蔵文化財の専門職員1名(埋

蔵文化財センターへの派遣3名を含めると4名)が在籍しています。

例えば、埋蔵文化財の発掘調査については、現場での調査と整理作業を行った上での報告書作成業務があり、専門性が要求されます。原則的には、市町村内での開発事業に伴う発掘調査は各市町村が実施することになってはいますが、現在、埋蔵文化財の専門職員を配置している市町村は決して多くありません。今後は、市町村自体への専門職員の配置を目指していく必要があります。

県は、行政や文化財の所有者のみならず、博物館等の施設、多分野の民間団体、学識経験者などが連携し、文化財の保存と活用に取り組んでいく地域社会総がかりの仕組みづくりを支援していきます。

また、文化財の保存事業に関する財政的な支援については、国からの補助金や、高知県の補助金による支援を行っているところですが、今後は、地域社会総がかりで文化財を保存し活用していくことを踏まえた支援が必要です。

県は、専門職員による助言や、必要な財政支援のあり方について検討します。

3. 人材確保への支援

地域社会総がかりで文化財を保存し活用していくためには、施設等に駐在するスタッフや、地域内外をつなぐコーディネーターの役割を果たす人材がこれまで以上に必要となってきます。

県は、幅広い層の地域住民やNPO等の民間団体を巻き込んだ活動組織が各地域に形成されることを促すため、関係する人材の情報を収集し、適切に提供していくとともに、人材の育成にも取り組んでいきます。

第4章 防災・減災と災害への対応

1. 高知県文化財防災マニュアル

文化財の保存と活用を計画的に行い、持続可能な仕組みを構築するためには、保存環境の安全性が確保された場所で保存することや、災害後の復旧や復興を見据えた平時からの取組が必要です。

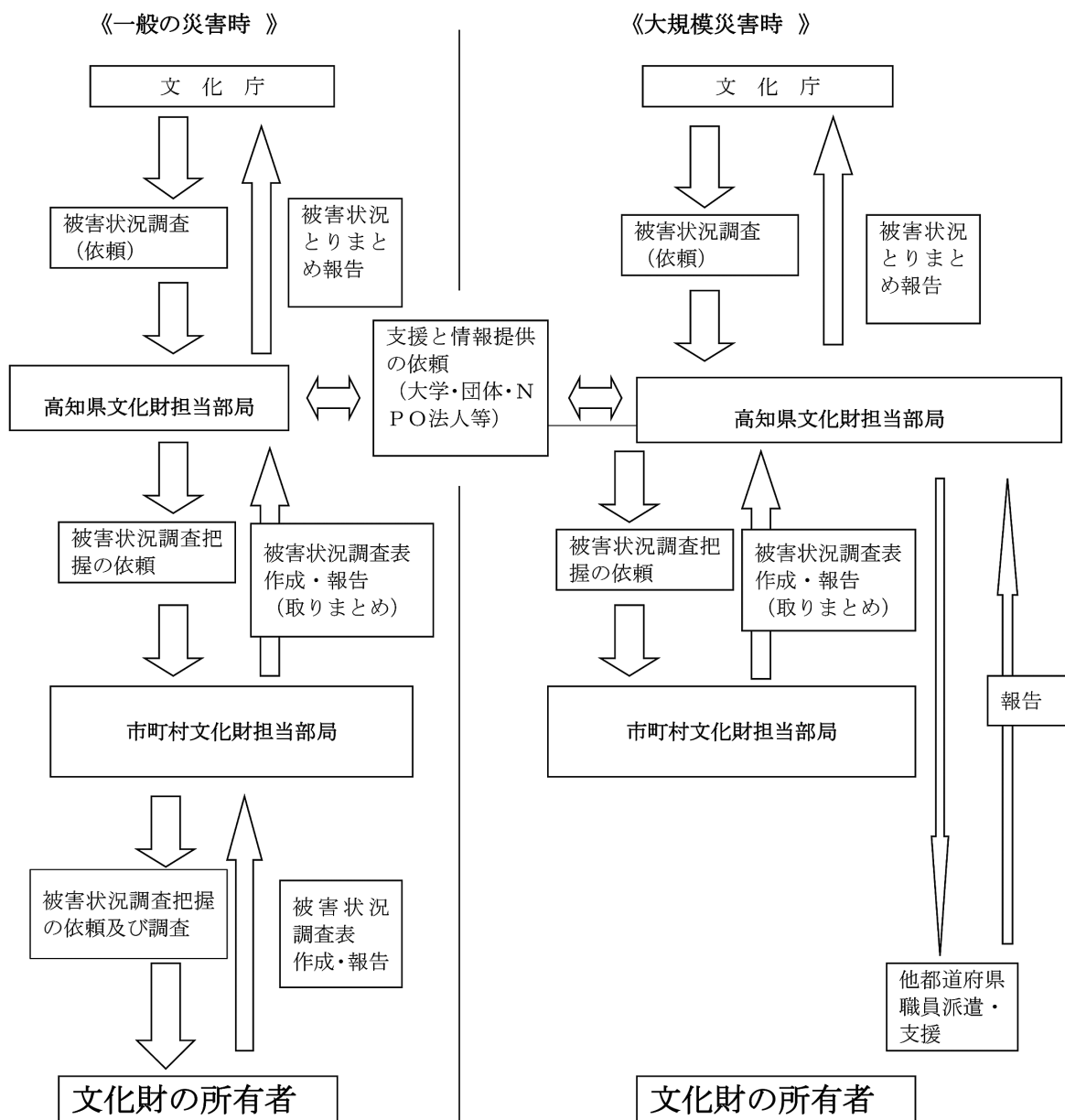
高知県文化財防災マニュアルは、高知県内に所在する国・県指定文化財の防災に関する事項について、高知県地域防災計画に基づき、また文部科学省防災業務計画等も踏まえて、県・市町村文化財担当職員や文化財所有者が処理すべき事務あるいは業務の流れを整理したものです。これにより共通の意識を持つことで、発災時において円滑な対応を行い、災害から文化財を守り、可能な限りその被害を少ないものにすることを目的としています。

マニュアルは、第1章「平常時の文化財災害予防対策」、第2章「災害発生時の連絡体制」、第3章「被災時の対応」、第4章「南海トラフ地震等の大規模地震に対する対応」、第5章「災害復旧と

復興対策」の全5章で構成され、その対象は、国・県指定文化財の所有者又は管理者及び文化財を保管展示する施設の管理者等とし、合わせて県・市町村の文化財担当部局の対応策を示しています。

国・県指定文化財の災害予防、災害応急対策及び災害復旧、文化財の公開施設における入場者等の生命及び身体の安全に万全を期することが示され、文化財被災時の連絡体制については、文化財課の緊急連絡網や高知県災害対策本部の組織の他、文化財の被害状況把握についてのフローチャートなどを掲載しています。また、建造物とそれ以外の有形文化財等の「文化財

災害時の文化財の被害状況把握のフローチャート



出典：高知県文化財防災マニュアル

被害状況調査票」を掲載しています。

大規模災害に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについては、被災後、復旧工事に係る埋蔵文化財関係の事前の届出・通知(文化財保護法93・94条、96・97条関係)は不要とし、ライフラインの確保等、早急な復旧事業を優先します。ただし、対象となる事業と区域及び適用期限を定めます。

一定期間経過後の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、原則として県基準に準じますが、道路等恒久的工作物であっても遺跡に掘削等の影響が及ばない場合は、適用期限を定め、本発掘調査を不要とするなど緩和策を講じます。

2. 文化財救済ネットワーク

災害発生時は、まず市町村の文化財担当部局から被害状況調査票の取りまとめの報告を受けるなど被災状況を把握し、文化庁に報告するとともに、被災状況に応じて、博物館、NPO法人等に情報提供し、必要に応じた支援及び協力要請を行います。一方、大規模災害の際には、文化財所有者へ他都道府県職員の派遣と支援を依頼します。また、博物館施設や文化施設等によって構成されるミュージアムネットワークを通じた支援も行う必要があります。

3. 文化財レスキュー体制

以下の「災害時の文化財の被害状況把握のフローチャート」に示したとおり、一般災害時には、市町村の文化財担当部局が県の文化財担当部局からの被害状況把握の依頼を受け、文化財の所有者に被害状況把握の依頼をするか直接調査を実施し、被害状況調査票を作成の上報告することになっています。

大規模災害時には他の都道府県に職員の派遣を依頼し、その支援を受けて被害状況を把握することとしています。

いずれの際も、県の文化財担当部局は被害状況報告を受け、大学・団体・NPO法人等に支援依頼と情報提供を行うこととしています。

被害が想定される建造物については、(公社)高知県建築士会と、歴史的建造物の保全活用に係る研修を修了したヘリテージマネージャーの団体を通じ、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会に支援要請を行い被災建造物応急危険度判定を実施します。

4. 地域とともに取り組む文化財防災について

災害対応は現場に居合わせた方々の意識に頼る部分が多いこともあり、地域に住む方々が文化財の大切さを理解していることが大変重要です。地域の文化財は、地域住民が生み出してきたものであることを共有し、住民自身が文化財の防災のための手段を選択していくことで、意識の向上や予防的な対策にもつながっていきます。

災害前から予め文化財の所在目録をきちんと整理し、地域社会における住民相互の関わり

りや協働のメカニズムを作っていくことが重要ですが、そのためには、例えば津波の記憶を残す石碑など、地域防災と密接に関係し、未指定の文化財にもなり得るものについて、自主防災組織で話し合うことなどをきっかけとすることも考えられます。

また災害後の復興に向けては、今日まで伝えられた文化財が、地域にどのような貢献を果たしてきたかを歴史から見直し地域で共有する作業を通じ、地域の独自性を地域社会全体で共有していくプロセスが大切です。他の地域と異なる独自性を確立することは、災害後の復興段階において地域住民が結束していくうえで大きな意味がありますが、文化財はその確立の重要なピースとなり得ます。

文化財の持つ価値というものに対しては、地域の方々それぞれに考え方があります。まずは地域の情報を慎重に集約し、関係者全員が文化財に真摯に向きあっていくことが必要です。そして地域の方々が、自分の家族の歴史を守ることと同じように地域の歴史を守っていく、そういう意識を醸成していくことが重要です。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財保護行政組織

高知県内市町村の文化財担当部局に配置されている専門職員は、埋蔵文化財の専門職員が一定いる以外、歴史的建造物の専門職員が県教育委員会に1名いるのみとなっています。詳細は、表1のとおりです。

2. 文化財関係組織

県内には各種の博物館等が設置されており、それぞれの館には専門職員が一定配置されています。

3. 文化財保護審議会

高知県文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議するものとされています。

委員の専門分野と人数は兼務を含め19名で、内訳は建造物3名、美術工芸(絵画)2名、美術工芸(陶磁器)1名、美術工芸(彫刻)1名、美術工芸(刀剣)1名、無形・民俗文化財3名、史跡・埋蔵文化財2名、古文書1名、天然記念物(動物)2名、天然記念物(植物)1名、天然記念物(昆虫)1名、天然記念物(地質)1名となっています。

高知県文化財保護審議会委員については表3、市町村の委員等については表4～13のとおりです。

4. 文化財保護指導員・文化財専門委員

文化財保護指導員・文化財専門委員は県内に所在する国指定・選定文化財、県指定文化財及び県選定重要遺跡について、市町村との連携のもとに定期的な巡視を行い、文化財の状況を常に把握し、保存管理に万全を期するために委嘱する非常勤職員です。

文化財保護指導員は市町村文化財保護審議会委員等のうちから委嘱され、巡視物件を市町村の文化財担当職員が同行して巡視します。文化財専門委員は高知県文化財保護審議会委員及び銃砲刀剣類登録審査委員から委嘱され、専門的な観点から巡視物件の巡視を行います。文化財保護指導員は表14～15、文化財専門委員は表16のとおりです。

定期的な巡視が文化財の異常の発見と適切な保存につながっており、今後もこの体制を維持していくことが大変重要です。

5. その他民間団体等

文化財関係の各種調査や歴史文化基本構想策定業務等については、専門的な知識や技術が求められます。このため、各事業の実施にあたっては、事業そのものの効率的な実施に加え、県内事業者の育成といった長期的な観点も必要となってきます。

第6章 文化財の面的な活用

地域の誇りである文化財の保存と活用を進めていくため、以下の事例のように、文化財単体ではなく、地域の文化財を一体とした面的な取組が重要です。

1. 世界遺産

現在四国4県が世界遺産登録を目指している「四国遍路」が世界遺産に登録されれば、四国で最初の世界遺産となります。巡礼路として世界遺産に登録されている「サンティアゴ・デ・コスポステーラの巡礼路」のあるスペインのガリシア州と四国4県との間で協力協定を締結するとともに後述の調査を進め、「四国遍路」の世界遺産国内暫定一覧表への記載を目指しています。

世界遺産登録に向けては「資産保護に向けた取組」等が課題となっており、四国4県がそれぞれ遍路道や札所の史跡指定を目指した取組を行っています。

高知県では、まず土佐の遍路道(阿波最後の札所第23番札所薬王寺から第24番札所最御崎寺の間にある県境の穴喰峠から、土佐最後の札所第39番延光寺から第40番札所観自在寺に向かう県境の松尾峠までの区間)について平成19年度から3年間にわたって調査を実施しました。その後現在も遍路道として使用され、遺存状態が良好な青龍寺道について土佐市が平成26、27年度に調査を行い、平成28年10月3日に国史跡に指定されました。

その他の土佐の遍路道については、調査を行った竹林寺道以外にも遺存状態の良好な遍路道について関係自治体とともに順次調査を実施し、史跡指定を目指す計画です。

平成 28 年度からは史跡指定を目指した札所の調査も行っており、調査の終了した竹林寺、清瀧寺以外にも最御崎寺や金剛頂寺についても調査を行っています。それ以外の札所についても順次調査を行う計画です。

また、世界遺産と同じくユネスコのSDGs実現に向けた取組として、ユネスコ世界ジオパークがあり、四国では唯一、県東部の室戸ジオパークが認定されています。美しい自然とそれを守りながら活かす活動は高く評価されており、ボトムアップの地域づくりの先進事例として期待されます。また、国内版のジオパークである日本ジオパークについても、県内で認定に向けた取組が進んでいます。

2. 日本遺産

(1) 四国遍路

平成 26 年度に四国 4 県と各県内 57 市町村で申請し、平成 27 年度にストーリーが認定されました。副題は、「～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～」です。

弘法大師空海ゆかりの札所を巡る四国遍路は、阿波、土佐、伊予、讃岐の四国を全周する全長 1,400km にも及ぶ我が国を代表する壮大な回遊型巡礼路であり、札所への巡礼が 1,200 年を超えて継承され、今なお人々により継続的に行われています。四国の険しい山道や長い石段、のどかな田園地帯、波静かな海辺や最果ての岬を「お遍路さん」が行き交う風景は、四国路の風物詩となっています。

最終目的地を目指す「往復型」の聖地巡礼とは異なり、国籍や宗教・宗派を超えて誰もが「お遍路さん」となり、地域住民の温かい「お接待」を受けながら、供養や修行のため、救いや癒しなどを求めて弘法大師空海の足跡を辿る「回遊型」の四国遍路は、自分と向き合う「心の旅」であり、世界でも類を見ない巡礼文化であるとされています。

平成 27 年度からは、国から 3 年間の補助を受け、情報発信・人材育成事業としてインバウンド対応のホームページや外国人受入マニュアルの作成、普及啓発事業として都市圏での四国遍路展や高校生英語スピーチコンテストの開催、周辺環境整備事業としてお遍路「おもてなしトイレ」の整備やベンチの設置などを実施し、四国遍路受入に資する事業を行いました。

補助事業終了後の 4 年目からは四国 4 県でホームページの管理を行い、日本遺産魅力発信関連事業として日本サミット等へのブース出展、国際旅行博におけるパンフレット配布(スペイン・アメリカ・フランス会場)などを行っています。

(2) 森林鉄道から日本一のゆずロードへ

平成 28 年度に中芸 5 町村で申請し、平成 29 年度に認定されました。副題は「一ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化」です。

認定ストーリーは、「南国土佐の東に位置する中芸地域。かつて西日本最大の森林鉄

道が駆け巡った中芸は、林業に代わる産業としてゆず栽培に力を注ぎ、今や日本一の生産量を誇っている。木材を運んだ森林鉄道の軌道は、ゆず畑の風景広がる「ゆずロード」に生まれ変わったのである。沿線や山間に広がるゆず畑を、小さくかわいい白い花、深く鮮やかな緑の葉、熟すとともに濃くなる黄色の果実が季節ごとに彩る景観。ゆず寿司などの風味豊かな郷土料理。中芸のゆずロードをめぐれば、ゆずの彩りに満ちた景観と、ゆずの香り豊かな食文化を堪能することができる。」というものです。

平成29年度からは国から3年間の補助を受け、情報発信・人材育成事業として画像・動画基礎資料作成やインバウンド対応のホームページ作成、広告出稿事業、ゆずを使った料理・スイーツ開発事業、ゆずFeS開催事業、普及啓発事業としてシンポジウムの開催、調査研究事業としてサブストーリー作成、活用整備事業として案内看板等整備事業などを行いました。

3. 重要文化的景観

文化的景観は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義され、8つの景観地並びにこれらの複合した景観地のうち、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のものとされています。

高知県では、全国最初の5市町連携による「四万十川流域の文化的景観」として、四万十市の「下流域の生業と流通・往来」、四万十町の「中流域の農山村と流通・往来」、中土佐町の「上流域の農山村と流通・往来」、梶原町の「上流域の山村と棚田」、津野町の「源流域の山村」が平成21年2月12日に選定され、中土佐町で平成23年2月7日、四万十町で平成23年9月21日、津野町で平成24年1月19日に追加選定を受けています。

また、中土佐町では平成23年2月7日に久礼地区一帯が「久礼の港町と漁師町の景観」として重要文化的景観に新選定されました。

事業としては、重要な構成要素に設定した建造物などの修理修景事業、整備活用計画策定に関する普及啓発事業としての学生キャンプ、公開講座、ワークショップ、集落の整備計画立案のための集落等の見直し調査などを実施しています。中でも修理事業は高額な経費を要するものの、全国初の複数自治体連携での事例として選定されたこともあり、手厚い国の支援を得ています。

今後は重要な構成要素の所有者に対しても修景修理の補助ができる仕組みを活かすために、間接補助要綱等の制定を含めた支援策の検討が必要です。

高知県は豊かな自然に恵まれ、そこには独特の地域住民の生活と生業により形作られた景観地が各所にみられます。その一つが前述の四万十川流域の景観ですが、この四万十川以外にも、例えば「仁淀ブルー」で有名な奇跡の清流「仁淀川」には、沈下橋や急峻な山の斜面に造られた段畑と家屋の景観など、仁淀川独特の風情が残っており、文化的景観の価値

を有するものと考えられます。

また、高知県の北部、吉野川の上流部の嶺北には美しい棚田群が分布しています。これらは三波川帯と御荷鉢帯にあり、その地質の特色から地滑りが多い一方水が豊富で、山奥にも集落が延びています。吉野川右岸を中心に各所に棚田が造られ、生産されるお米はブランド化されています。土佐町には相川・高須・溜井・伊勢川、本山町には吉延・大石・木能津、大豊町には穴内・八畝・怒田など数多くの棚田群がみられ、正に地域の風土により形成された景観地をなしています。

さらに、「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」と題したストーリーで日本遺産に認定された中芸地区の中で、安田川と奈半利川の両岸に石垣で築かれたゆず畑が広がっている北川村、馬路村、安田町は、一種独特の景観を醸し出しており、地域の人々の生業を象徴する文化的景観を形成しています。

これら3ヵ所は、重要文化的景観の選定に向けた保存計画の策定に向けて、取り組む価値があるものと考えられます。

4. 重要伝統的建造物群保存地区等

(1) 吉良川町重要伝統的建造物群保存地区

高知と室戸を結ぶ旧街道沿いに形成された在郷町で、短冊形に地割された「浜地区」には、土佐漆喰仕上の壁に水切り瓦を多用した、切妻造棧瓦葺きの町家が並んでいます。北側の「丘地区」には、防風用とみられる「いしぐろ」と呼称される石塀が各所に残っており、地域性豊かな歴史的風致を形成しています。重要伝統的建造物群保存地区の選定基準における「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」として、平成9年10月31日に選定されました。毎年修理修景事業を行っており、18世紀末頃に構成されたと考えられる町並みの面影を醸し出しています。

また、特定物件になった歴史的建造物には、所有者の了解を得て、特定物件のプレートを貼り啓発に取り組むとともに、高知工業高等専門学校と共同でビーコンを設置し、スマートフォンで建物の概要が閲覧できるシステムも開発し運用しています。

さらに町並みの拠点施設である吉良川まちなみ館が平成25年4月にリニューアルオープンし、併設された「べっぴんさんの家」とともに、観光拠点となっています。さらに、新たな観光拠点を整備する計画もあり、観光客の誘致に取り組んでいます。

課題として、保存地区内で少なくとも一棟、重要文化財指定を目指すということが挙げられます。

(2) 安芸市土居廓中重要伝統的建造物群保存地区

高知市から約40km、高知県東部の安芸市に所在し、海岸線から約2km離れた安芸川右岸の安芸平野中央部に位置しています。武家屋敷が整然と並ぶ地割とともに、幕末から

昭和前期にかけての主屋や附属屋が遺存し、当時の通りには土居廓中を象徴する生垣が連なっています。武家町特有の歴史的風致を伝え、重要伝統的建造物群保存地区の選定基準における「伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの」として、平成24年7月9日に選定されました。

この地割は、戦国期のものに由来しつつ、江戸時代中期までには整えられていたものと考えられます。保存地区は東西約410m、南北約360mと比較的コンパクトで、北側中央部の五藤家屋敷から西側に特定物件が集中し、中でも西側中央部にある四つ辻は当時を彷彿させる趣を醸し出しています。公開施設として、市に寄贈された江戸末期建築の野村隆男家住宅や五藤家屋敷があります。

一方、今後の課題として、吉良川町のような町並みのガイド施設や観光拠点を整備することや、重要文化財指定を目指した取組が重要となってきます。

(3) 歴まち認定都市

高知県には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、認定された都市があります。歴史と文教のまちとして取組を行っている佐川町です。

歴史まちづくり法では、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義しています。その維持と向上を目的とする歴史的風致維持向上計画には、長くとも10年間の計画期間がありますが、この間に事業が完了しない場合は、改めて2期目の歴史的風致維持向上計画を策定することになります。佐川町の場合は、平成21年3月11日に最初の計画が認定され、平成31年3月26日に第2期の計画が認定されています。なお、認定された都市とその取組は、「歴まち」と総称されています。

佐川町でこれまでに整備されている建造物は、買取りや寄付を受けた後に整備した町所有の物件であり、今後継続して歴史的風致を維持し向上させて行くためには、個人所有の建物の修理修景を行う必要性が想定されます。例えば、上町の主要であった建造物であり象徴でもある酒蔵群を整備することで、歴まち佐川の魅力が一層向上するものと考えられますが、対象物件が個人所有である場合は負担が大きいと考えられます。

第7章 これからの文化財の継承について

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産です。本県においても、その地理的、歴史的特色によって形づくられてきた生活や風土の中で、先人たちが本県が持つ文化の独自性と普遍性を体現する文化財を生み出し、また守り伝えてきました。

その貴重な文化財を継承してきた地域社会が、過疎化と少子高齢化という大きな課題に直面しています。我が国では、政府一体となって、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指した取組を進めていますが、この地域社会のあり方は、文化財の継承とも密接に関係しています。

魅力的な地域をつくり、地域への新しい人の流れをつくり、ひいては自律的で持続的な地域社会をつくるためにも、文化財保護法の改正を契機に、多くの人々が参画して、文化財の価値を知り、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承することが求められています。

本大綱では、文化財を適切に保存し、活用することで地域活性化につなげること、文化財に関わる人材を育成確保することの重要性を示しました。地域社会総がかりで文化財を次世代に継承していくためには、これらの方向性を、行政のみならず、広く地域社会で共有していただくことが必要です。

そのためには、県と市町村がこれまで以上に連携し、行政が地域社会に対し、より積極的に働きかけていくとともに、観光や学校教育など様々な分野の関係者と連携していく場をつくっていくことが重要です。各市町村における文化財保存活用地域計画の策定過程などにおいて、県としても積極的に役割を果たしてまいります。

表

表1 高知縣市町村文化財関係職員配置状況

(単位:人)

市町村名	①職員の配置状況			②専門職員の配置状況						③文化財保護審議委員の人数
	教育委員会 全体の 職員数	文化財担当 の職員数	左記の内 専任の 職員数	専門職 員数	専門分野ごとの内訳					
					考古	建築	美術 工芸	学芸員	その他	
高知市	426	9	9	2	0	0	0	1	1	14
室戸市	40	3	0	0	0	0	0	0	0	7
安芸市	42	3	3	3	0	0	0	3	0	6
南国市	61	7	7	5	5	0	0	0	0	8
土佐市	120	1	0	0	0	0	0	0	0	8
須崎市	50	1	0	0	0	0	0	0	0	7
宿毛市	20	2	0	2	0	0	0	2	0	10
土佐清水市	24	3	1	0	0	0	0	0	0	5
四万十市	109	6	3	2	2	0	0	0	0	8
香南市	87	6	4	4	4	0	0	0	0	10
香美市	129	1	1	1	0	0	0	1	0	9
安芸郡	東洋町	5	2	0	0	0	0	0	0	6
	奈半利町	5	1	0	0	0	0	0	0	4
	田野町	6	1	0	0	0	0	0	0	0
	安田町	20	5	3	3	0	0	0	3	5
	北川村	11	1	0	1	0	0	0	1	5
	馬路村	3	1	0	0	0	0	0	0	6
	芸西村	6	1	0	0	0	0	0	0	4
長岡郡	本山町	8	1	0	0	0	0	0	0	5
	大豊町	7	1	0	0	0	0	0	0	5
土佐郡	土佐町	12	1	0	0	0	0	0	0	5
	大川村	7	1	0	0	0	0	0	0	5
吾川郡	いの町	60	3	0	0	0	0	0	0	10
	仁淀川町	16	1	0	0	0	0	0	0	9
高岡郡	中土佐町	16	1	0	0	0	0	0	0	7
	佐川町	49	2	0	2	0	0	0	2	8
	越知町	6	1	0	0	0	0	0	0	9
	檜原町	17	2	0	0	0	0	0	0	6
	日高村	7	1	0	0	0	0	0	0	9
	津野町	131	3	1	1	0	0	0	1	7
	四万十町	52	3	0	0	0	0	0	0	9
幡多郡	大月町	7	1	0	0	0	0	0	0	3
	三原村	3	1	0	0	0	0	0	0	4
	黒潮町	25	1	0	0	0	0	0	0	4
市町村合計	1,587	78	32	26	11	0	0	14	1	227
高知県	230	21	21	5	4	1	0	0	0	19
県・市町村合計	1,817	99	53	31	15	1	0	14	1	246

(平成31年4月1日現在)

表2 市町村文化財担当部署

市町村名	所属	TEL	FAX	備考	
高知市	民権・文化財課	088-832-7277	088-831-3378	令和3年度から 市長部局へ移管	
	高知市埋蔵文化財作業所	088-894-2855	088-894-2859		
室戸市	生涯学習課	0887-22-5142	0887-22-1120		
安芸市	安芸市立歴史民俗資料館	0887-34-3706	0887-34-3706		
	生涯学習課	0887-35-1020	0887-35-1051		
南国市	生涯学習課 文化財係	088-802-6062	088-802-6063		
土佐市	生涯学習課	088-852-7696	088-852-5241		
須崎市	教育委員会 生涯学習課	0889-42-8591	0889-40-0073		
宿毛市	宿毛歴史館	0880-63-5496	0880-63-1319		
土佐清水市	生涯学習課	0880-82-1257	0880-87-9132		
四万十市	生涯学習課	0880-34-7312	0880-35-4260		
香南市	生涯学習課文化振興保護係 (香南市文化財センター)	0887-54-2296	0887-54-2433		
	生涯学習課	0887-57-7523	0887-55-1045		
香美市	生涯学習振興課	0887-53-1082	0887-53-5226		
安芸郡	東洋町	教育委員会	0887-29-3037	0887-24-3102	
	奈半利町	教育委員会	0887-38-8188	0887-38-8166	
	田野町	教育委員会	0887-38-2511	0887-38-7000	
	安田町	教育委員会	0887-38-5711	0887-38-5745	
	北川村	教育委員会	0887-32-1223	0887-32-1132	
	馬路村	教育委員会	0887-44-2216	0887-42-1010	
	芸西村	教育委員会	0887-33-2400	0887-32-2014	
長岡郡	本山町	教育委員会 社会教育班	0887-76-2084	0887-76-2078	
	大豊町	教育委員会事務局	0887-72-1031	0887-72-1032	
土佐郡	土佐町	教育委員会	0887-82-0483	0887-70-1317	
	大川村	教育委員会事務局	0887-84-2449	0887-70-1803	
吾川郡	いの町	教育委員会	088-893-1922	088-893-2121	
		吾北教育事務所	088-867-2133	088-867-2773	
		本川教育事務所	088-869-2331	088-869-2938	
仁淀川町	教育委員会	0889-35-0019	0889-35-0010		
高岡郡	中土佐町	教育委員会	0889-52-2661	0889-52-2343	
	佐川町	教育委員会 社会教育係	0889-22-1110	0889-22-0070	
	越知町	生涯学習課	0889-26-3400	0889-20-1051	
	禰原町	生涯学習課	0889-65-1350	0889-40-2055	
	日高村	教育委員会	0889-24-5115	0889-20-1572	
	津野町	教育委員会	0889-62-2258	0889-62-2384	
	四万十町	生涯学習課	0880-22-3576	0880-29-0073	
幡多郡	大月町	教育委員会	0880-73-1118	0880-73-1815	
	三原村	教育委員会	0880-46-2559	0880-46-2560	
	黒潮町	教育委員会	0880-43-0044	0880-43-1144	

表3 高知県文化財保護審議会委員（任期：令和2年5月1日から令和4年4月30日まで）

氏名	専門分野	職名	所属部会		
			第一	第二	第三
上田 堯世	建造物	建築家	○		
三浦 要一	建造物	高知県立大学文化学部教授	○		
溝渕 博彦	建造物	N P O高知文化財研究所代表	○		
森本 忠彦	美術工芸（絵画）	元土佐山村教育長	○		
鍵岡 正謹	美術工芸（絵画）	県立美術館顧問	○		
西邨 滋	美術工芸（陶磁器）	（株）陽和工房主宰	○		
石川 充宏	美術工芸（彫刻）	高知大学名誉教授	○		
地引 葆	美術工芸（刀剣）	刀剣登録審査委員	○		
井出 幸男	無形・民俗文化財	高知大学名誉教授		○	
梅野 光興	無形・民俗文化財	県立歴史民俗資料館チーフ		○	
佐藤 恵里	無形・民俗文化財	高知県立大学名誉教授		○	
岡本 桂典	史跡・埋蔵文化財	県立歴史民俗資料館副館長	○		○
森田 尚宏	史跡・埋蔵文化財	元 県立埋蔵文化財センター所長	○		○
渡部 淳	古文書	県立高知城歴史博物館館長	○		
町田 吉彦	天然記念物（動物）	高知大学名誉教授			○
平岡 英一	天然記念物（動物）	元高知学園短期大学教授			○
鴻上 泰	天然記念物（植物）	元 安芸林業事務所主任			○
中山 紘一	天然記念物（昆虫）	元 佐川高等学校（定）教頭			○
岩井 雅夫	天然記念物（地質）	高知大学教授			○

表4 市町村文化財保護審議会委員1

高知市文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1		上田 堯世	建造物	令和2年6月1日～令和4年5月31日
2		梅野 光興	民俗	
3		大野 充彦	史跡	
4		瀬尾 明弘	植物	
5	会長	宅間 一之	史跡	
6		出原 恵三	史跡	
7		中谷 有里	美術	
8		橋尾 直和	民俗	
9		濱田 眞尚	美術	
10		広谷 喜十郎	史跡	
11		藤田 雅子	古文書	
12	副会長	三浦 要一	建造物	
13		三本 健二	地質	
14		横山 藍	建造物	

室戸市文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	島村 三津夫		令和元年5月1日～令和3年4月30日
2	副会長	田淵 信量		
3		久保 八太雄		
4		瀧吉 具光		

安芸市文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	岡林 功	魚類	令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	副会長	須賀 俊司	歴史	
3		南 熙	歴史・陶芸	
4		西邨 滋	陶芸	
5		北善 孝	考古・仏教	
6		鴻上 泰	植物	

表5 市町村文化財保護審議会委員2

南国市文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1		岩貞 吉祐	建築	令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	会長	宅間 一之	埋蔵文化財	
3		濱田 眞尚	有形文化財	
4	副会長	岡本 桂典	埋蔵文化財	
5		濱田 吉成	樹木	
6		泉 誠司	歴史	
7		横田 恵	絵画	
8		那須 望	彫刻	

土佐市文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	伊藤 聖隆		令和元年7月1日～令和3年6月30日
2	副会長	森澤 芳人		
3		中平 美代子		
4		久保 慶子		
5		板原 博文		
6		明神 眞二		
7		石元 清孝		
8		江淵 榮貴		

須崎市文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1		竹中 佳生子		令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	会長	徳永 逸夫		平成31年4月1日～令和3年3月31日
3	副会長	濱 哲夫		平成31年4月1日～令和3年3月31日
4		森田 鉄典		令和2年4月1日～令和4年3月31日
5		石川 さとみ		令和2年4月1日～令和4年3月31日
6		梅原 靖博		平成31年4月1日～令和3年3月31日
7		谷脇 均		令和2年4月1日～令和4年3月31日
8		川鍋 達		令和2年4月1日～令和4年3月31日

表 6 市町村文化財保護審議会委員 3

宿毛市文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1		斧川 哲也		令和元年6月1日～令和3年5月31日
2		北本 聡		
3		山本 政美		
4		安岡 ちづ子		
5		澤近 安紀		
6	会 長	吉松 邦男		
7		今津 智恵		
8	副会長	江口 桂子		
9		篠田 猛		
10		中川 勝則		

土佐清水市文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1	会 長	東近 伸		令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	副会長	問可 勲		
3		富田 無事生		
4		武藤 清		
5		上田 正子		
6		長崎 美香		

四万十市文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1	副会長	岡村 好文	郷土史	令和元年7月1日～令和3年6月31日
2	会 長	川村 公彦	郷土史	
3		澤良木 庄一	植物学	
4		宮里 修	考古学	
5		山口 昇彦	郷土史	
6		中脇 修身	建築	
7		西山 穩	土木景観	

表7 市町村文化財保護審議会委員4

香南市文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	公文 豪	近代史	令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	副会長	北岡 啓	郷土史	
3		宇田 英一	植物	
4		公文 信仁	地域史	
5		亀尾 美香	幕末史	
6		田井 東浩平	歴史資料	
7		濱田 眞尚	仏像(彫刻)	
8		溝渕 博彦	建造物	
9		池澤 俊幸	考古学	
10		梅野 光興	民俗	

香美市文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	岡村 博公	郷土史	平成30年4月1日～令和3年3月31日
2	副会長	溝渕 博彦	建造物	
3		小松 清貴	郷土史	
4		大石 綾子	郷土史	
5		門脇 邦泰	郷土史	
6		上村 敬介	郷土史	
7		久家 隆芳	考古学	
8		吉岡 太志	郷土史	
9		横山 藍	建造物 考古学	

東洋町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	原田 英祐		平成31年4月1日～令和3年3月31日
2		塩谷 順夫		
3		松原 範幸		
4		福島 登		
5		前川 泰男		
6		岩谷 眞里子		

表 8 市町村文化財保護審議会委員 5

奈半利町文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1	代 表	中島 泰顕		令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
2		安岡 慶一		
3		畠中 憲一		
4		森 美恵		

田野町文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1	会 長	森 健随		令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

安田町文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1	会 長	竹内 土佐郎		令和 2 年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日
2	副会長	松本 秀一		
3		中島 正吉	建造物	
4		廣中 宗円		
5		中村 萬博	建造物	

北川村文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1	会 長	井津 竹志		平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
2		浜渦 豊一		
3		新井 清澄		
4		平岡 正博		
5		川島 貴美子		

馬路村文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1	委員長	清岡 博之		平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
2		氏原 淑		
3		垣上 圓介		
4		河平 守人		
5		萩野 泰久		
6		山中 美智		

表9 市町村文化財保護審議会委員6

芸西村文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	藤戸博孝		平成31年4月1日～令和3年3月31日
2		上杉卓朗		
3		横田健一		
4		清岡荘司		

本山町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	小野雄基	全般	平成31年4月1日～令和3年3月31日
2	副会長	前田侯	全般	
3		伊藤彰信	全般	
4		細川敏水	全般	

大豊町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	横山豊		令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	副会長	石川靖朗		
3		筒井武夫		
4		笹岡修一		
5		森一芳		

土佐町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	藤尾博		平成31年4月1日～令和3年3月31日
2		山中耕一		
3		西村孝一		
4		山中泉夫		
5		稲村章		

大川村文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	伊東喜代澄		平成31年4月1日～令和3年3月31日
2	副会長	山中清晴		
3		西原富美		
4		和田延男		
5		長瀬明泰		

表 10 市町村文化財保護審議会委員 7

いの町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	青木 利実		令和2年10月1日～令和4年9月30日
2	副会長	山岡 遵	町史	
3		上田 堯世	建造物	
4		高鴨 綾子	郷土史	
5		筒井 秀憲		
6		瀨田 吉子		
7		廣澤 靖子	町史	
8		山中 賢一		
9		吉成 承三		
10		松本 健市	町史	

仁淀川町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	岡崎 和孝		令和元年8月1日～令和3年7月31日
2		片岡 政徳		
3		藤原 敏克		
4		中川 文博		
5		岡林 照壽		
6		押岡 司		
7		掛水 一公		
8		安井 繁忠		
9		西森 儀幸		

中土佐町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	津田 昌三		令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	副会長	萩野 正二		
3		谷脇 幹男		
4		中城 守		
5		大高明		
6		笹岡 宗生		
7		竹上 定昭		

表 11 市町村文化財保護審議会委員 8

佐川町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	大山 征彦		平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
2	副会長	竹村 脩		
3		大原 純一		
4		片岡 勝一		
5		藤本 文生		
6		堀見 猪一郎		
7		明神 晃彦		
8		山崎 よし		

越知町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	岡 義雄		令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
2	副会長	大原 純一		
3		斎藤 政広		
4		小野 浩玄		
5		安井 敏夫		
6		竹内 信浩		
7		井上 蘭		
8		前田 桂蔵		

梶原町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	西村 信明		平成 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
2	副会長	神明 靖		
3		梶原 哲哉		
4		土谷 善昭		
5		松本 州平		
6		松山 榮喜		

表 12 市町村文化財保護審議会委員 9

日高村文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1	会 長	前田 拓蔵		平成31年4月1日～令和3年3月31日
2	副会長	谷脇 和隆		
3		三宮 嘉郎		
4		松本 俊一		
5		畑山 博信		
6		田中 登茂久		
7		正岡 澄雄		
8		中山 哲夫		
9		尾崎 誠一		

津野町文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1	会 長	山崎 健児		平成31年4月1日～令和3年3月31日
2	副会長	竹崎 清喜		
3		上岡 晃		
4		竹村 英輔		
5		田中 勝幸		

四万十町文化財保護審議会委員

No.	役 職	氏 名	専 門	任 期
1		池田 十三生		令和2年4月1日～令和4年3月31日
2		中津 吉弘		
3		有馬 義行		
4		山川 明彦		
5		田辺 猛		
6		酒井 寿哉		
7		宮地 昌美		
8		伊賀 修		
9		横山 藍	埋蔵文化財	

表 13 市町村文化財保護審議会委員 10

大月町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	委員長	門脇 健司		令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	副委員長	浜岡 満		
3		町田 南州男		
4		新谷 文彦		

三原村文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	津野 博助		平成元年7月1日～令和4年6月30日
2		矢野 尚義		
3		山川 政幸		
4		宮崎 俊雄		

黒潮町文化財保護審議会委員

No.	役職	氏名	専門	任期
1	会長	田辺 孝		平成元年7月1日～令和4年6月30日
2	副会長	田中 穂		
3		小野 六郎		
4		浦田 信		
5		山本 哲也	埋蔵文化財	

表 14 文化財保護指導員一覧 1

No.	氏名	巡視市町村	巡視物件	件数
1	杉本 道彦	高知市	民俗	1
2	横山 藍	高知市、本山町、大川村、いの町、四万十町	有形、無形、記念物、遺跡	40
3	濱田 眞尚	高知市、南国市、香南市、安田町、北川村、仁淀川町、中土佐町、黒潮町	有形、無形、記念物、遺跡	72
4	溝渕 博彦	高知市、四万十市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町	有形、記念物、文景	50
5	濱吉 具光	室戸市	有形、無形、記念物、遺跡	25
6	岡林 功	安芸市	有形、無形、記念物、遺跡	6
7	島田 晴江	南国市、中芸、芸西村、佐川町	有形、記念物	20
8	宮里 修	南国市	記念物、遺跡	8
9	濱田 吉成	南国市	記念物	2
10	伊東 聖隆	土佐市	有形、記念物	4
11	久保 慶子	土佐市	記念物	3
12	板原 博文	土佐市	無形、遺跡	2
13	石元 清孝	土佐市	記念物、遺跡	2
14	江渕 榮貫	土佐市	無形	1
15	森澤 芳人	土佐市	有形	4
16	梅原 靖博	須崎市	有形、無形、記念物、遺跡	10
17	澤近 安紀	宿毛市	記念物	1
18	前谷 正	宿毛市	有形、記念物、遺跡	9
19	富田無事生	土佐清水市	有形、記念物、遺跡	5
20	竹葉 秀三	土佐清水市	記念物	1
21	上田 正子	土佐清水市	記念物	5
22	野町 和人	四万十市	有形、無形、記念物、遺跡	14
23	西山 穂	四万十市	文景	13
24	北岡 啓	香南市	無形	2
25	谷合 卓	香南市	有形、遺跡	6
26	澤 弘一	香南市	有形	1
27	公文 信仁	香南市	有形、無形、記念物、遺跡	6
28	岡村 博公	香美市	有形、無形、記念物	5
29	吉岡 太志	香美市	無形、記念物	3
30	原田 英祐	東洋町	有形、無形、記念物	3
31	清岡 博基	馬路村	有形	7
32	横山 豊	大豊町	有形、無形、記念物	15
33	稲村 章	土佐町	有形、記念物	2
34	野島幸一郎	いの町	記念物	1

表 15 文化財保護指導員一覧 2

No.	氏名	巡視市町村	巡視物件	件数
37	岡崎 和孝	仁淀川町	無形、記念物	5
38	岡林 照壽	仁淀川町	無形、記念物	3
39	大原 純一	佐川町	有形、無形、記念物、遺跡	11
40	岡 義雄	越知町	有形	1
41	西村 信明	梶原町	有形、無形	2
42	前田 拓藏	日高村	有形、無形、記念物	8
43	田中 勝幸	津野町	有形、無形、記念物、遺跡	9
44	池田十三生	四万十町	有形、記念物	3
45	林 一將	四万十町	有形、無形	5
46	田辺 猛	四万十町	有形	2
47	酒井 寿哉	四万十町	無形、記念物	3
48	新谷 文彦	大月町	無形	1

表 16 文化財専門委員

氏名	専門分野	職名
上田 堯世	建造物	建築家
三浦 要一	建造物	高知県立大学文化学部教授
溝渕 博彦	建造物	NPO 高知文化財研究所代表
森本 忠彦	美術工芸(絵画)	元土佐山村教育長
鍵岡 正謹	美術工芸(絵画)	県立美術館顧問
西邨 滋	美術工芸(陶磁器)	(株)陽和工房主宰
石川 充宏	美術工芸(彫刻)	高知大学名誉教授
地引 葆	美術工芸(刀剣)	銃砲刀剣登録審査委員
井出 幸男	無形・民俗文化財	高知大学名誉教授
梅野 光興	無形・民俗文化財	県立歴史民俗資料館チーフ
佐藤 恵里	無形・民俗文化財	高知県立大学名誉教授
岡本 桂典	史跡・埋蔵文化財	県立歴史民俗資料館副館長
森田 尚宏	史跡・埋蔵文化財	元 県立埋蔵文化財センター所長
渡部 淳	古文書	県立高知城歴史博物館館長
町田 吉彦	天然記念物(動物)	高知大学名誉教授
平岡 英一	天然記念物(動物)	元高知学園短期大学教授
鴻上 泰	天然記念物(植物)	元 安芸林業事務所主任
中山 紘一	天然記念物(昆虫)	元 佐川高等学校(定)教頭
岩井 雅夫	天然記念物(地質)	高知大学教授

表 17 国指定国宝・重要文化財 建造物

No.	名称	指定年月日	所在地	備考
1	豊楽寺薬師堂	S27.11.22	長岡郡大豊町	国宝（重文：M37.8.29）
2	土佐神社本殿、幣殿及び拝殿	M37.8.29	高知市一宮	附本殿棟札 12 枚
3	土佐神社鼓楼	S9.1.30	高知市一宮	
4	土佐神社楼門	S57.2.16	高知市一宮	
5	竹林寺本堂	M37.8.29	高知市五台山	
6	高知城	S9.1.30	高知市丸ノ内	
7	朝倉神社本殿	S24.2.18	高知市朝倉	
8	旧関川家住宅	S49.2.5	高知市一宮	H4.8.10 追加
9	旧山内家下屋敷長屋	S54.2.3	高知市鷹匠町	
10	国分寺金堂	M37.8.29	南国市国分	
11	鳴無神社社殿	S28.3.31	須崎市浦ノ内	
12	吉福家住宅	H11.5.13	土佐清水市松尾	
13	不破八幡宮本殿	S38.7.1	四万十市不破	
14	安岡家住宅	H17.7.22	香南市香我美町	
15	旧魚梁瀬森林鉄道施設	H21.6.30	安芸郡奈半利町・田野町 安田町・北川村・馬路村	
16	金林寺薬師堂	H14.5.23	安芸郡馬路村	
17	旧立川番所書院	S49.2.5	長岡郡大豊町	
18	山中家住宅	S47.5.15	吾川郡いの町	
19	竹村家住宅	H19.12.4	高岡郡佐川町	
20	旧竹内家住宅	S47.5.15	高岡郡四万十町	
21	竹林寺書院	H28.2.9	高知市五台山	S37.9.14 竹林寺客殿県指定、 H28.5.13 県指定解除

表 18 国指定国宝・重要文化財 美術工芸品 1

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	絵画	絹本著色普賢延命像	S43.4.25	高知県立歴史民俗資料館	
2	絵画	絹本著色長宗我部元親像	S43.4.25	高知県立歴史民俗資料館	

表 19 国指定国宝・重要文化財 美術工芸品 2 彫刻 1

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	M44.4.17	高知市洞ヶ島町 安楽寺	
2	彫刻	木造毘沙門天及び脇侍立像	M44.4.17	高知市長浜 雪蹊寺	
3	彫刻	木造薬師如来及び両脇侍像	M44.4.17	高知市長浜 雪蹊寺	
4	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
5	彫刻	木造阿弥陀如来立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	

表 20 国指定国宝・重要文化財 美術工芸品 3 彫刻 2

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
6	彫刻	木造大威徳明王像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
7	彫刻	木造十一面観音立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
8	彫刻	木造釈迦如来坐像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
9	彫刻	木造勢至菩薩立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
10	彫刻	木造文殊菩薩及び侍者像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
11	彫刻	木造増長天立像・木造多聞天立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
12	彫刻	木造愛染明王坐像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
13	彫刻	木造千手観音立像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
14	彫刻	木造薬師如来坐像	M44.4.17	高知市五台山 竹林寺	
15	彫刻	木造白衣観音立像	M44.8.9	高知市五台山 竹林寺	
16	彫刻	木造馬頭観音立像	M44.8.9	高知市五台山 竹林寺	
17	彫刻	木造大日如来坐像	T2.8.20	高知市五台山 竹林寺	
18	彫刻	木造地藏菩薩坐像	M44.8.9	高知市吸江 吸江寺	
19	彫刻	木造不動明王坐像	M44.8.9	高知市宗安寺 宗安寺	
20	彫刻	木造持国天立像・増長天立像	M44.8.9	高知市宗安寺 宗安寺	
21	彫刻	木造薬師如来坐像	T2.8.20	高知市春野町 種間寺	
22	彫刻	木造薬師如来坐像	M44.8.9	室戸市室戸岬町 最御岬寺	
23	彫刻	木造月光菩薩立像	M44.8.9	室戸市室戸岬町 最御岬寺	
24	彫刻	石像如意輪観音半跏像	T2.8.20	室戸市室戸岬町 最御岬寺	
25	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	M44.8.9	室戸市元 金剛頂寺	
26	彫刻	板彫真言八祖像	T3.4.17	室戸市元 金剛頂寺	
27	彫刻	銅造観音菩薩立像	S32.2.19	室戸市元 金剛頂寺	
28	彫刻	木造聖観音立像	T7.4.8	安芸市本町 妙山寺	
29	彫刻	木造金剛力士立像	M44.4.17	南国市十市 禅師峰寺	
30	彫刻	木造薬師如来立像	M44.4.17	南国市国分 国分寺	
31	彫刻	木造薬師如来立像	T2.8.20	南国市国分 国分寺	
32	彫刻	木造愛染明王坐像	M44.4.17	土佐市宇佐町 青龍寺	
33	彫刻	木造薬師如来立像	M44.8.9	土佐市高岡町 清滝寺	
34	彫刻	木造海峯性公坐像	T5.8.17	四万十市右山 太平寺	
35	彫刻	木造泉巖覚雲坐像	T5.8.17	四万十市右山 太平寺	
36	彫刻	木造大日如来坐像	M44.8.9	香南市香我美町 恵日寺	金剛界
37	彫刻	木造大日如来坐像	M44.8.9	香南市香我美町 恵日寺	胎蔵界
38	彫刻	木造十一面観音立像	M44.8.9	香南市香我美町 恵日寺	
39	彫刻	木造聖観音立像	M44.8.9	香南市野市町 大日寺	
40	彫刻	木造大日如来坐像	M44.8.9	香南市野市町 大日寺	
41	彫刻	木造持国天立像・木造増長天立像	M44.8.9	安芸郡安田町 北寺	
42	彫刻	木造菩薩形立像	M44.8.9	安芸郡安田町 北寺	

表 21 国指定国宝・重要文化財 美術工芸品 4 彫刻 3

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
43	彫刻	木造釈迦如来立像	M44.8.9	安芸郡安田町 北寺	
44	彫刻	木造薬師如来坐像	M44.8.9	安芸郡安田町 北寺	
45	彫刻	木造不動明王立像・木造毘沙門天立像	T7.4.8	安芸郡馬路村 金林寺	
46	彫刻	木造薬師如来坐像	M44.4.17	長岡郡大豊町 豊楽寺	
47	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	M44.4.17	長岡郡大豊町 豊楽寺	
48	彫刻	木造薬師如来及両脇侍像 / 木造二天王立像	M44.4.17	長岡郡大豊町 豊楽寺	H22.6.29 追加
49	彫刻	木造菩薩坐像	H22.6.29	吾川郡仁淀川町 養花院	
50	彫刻	木造薬師如来及び両脇侍像	T5.8.17	高岡郡佐川町 大乘院	
51	彫刻	木造菩薩面	S32.2.19	高岡郡日高村 小村神社	

表 22 国指定国宝・重要文化財 美術工芸品 5

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	工芸品	金銅荘還頭大刀拵大刀身 国宝	S33.2.8	高岡郡日高村 小村神社	重文指定： S31.6.28
2	工芸品	太刀 銘 国時 附糸巻太刀拵	T6.4.5	高知城歴史博物館	
3	工芸品	太刀 銘 康光 附綿包太刀拵	T10.4.30	高知城歴史博物館	
4	工芸品	銅鐘	M44.8.9	室戸市元 金剛頂寺	
5	工芸品	金銅密教法具	S31.6.28	室戸市元 金剛頂寺	
6	工芸品	金銅旅壇具	S31.6.28	室戸市元 金剛頂寺	
7	工芸品	漆塗台盤	H元 .6.12	室戸市室戸岬町 最御岬寺	
8	工芸品	梵鐘	S31.6.28	南国市国分 国分寺	
9	工芸品	太刀 銘 備前國長船兼光	S11.5.6	高知城歴史博物館	建武三年丙子 十二月日
10	工芸品	太刀 銘 備前國長船兼光	S25.8.29	高知城歴史博物館	文和四年乙酉 十二月日
11	工芸品	梵鐘	S31.6.28	土佐市宇佐町 正念寺	
12	工芸品	銅鐘	S16.7.3	宿毛市平田町 延光寺	
13	工芸品	八角形漆塗神輿	S31.6.28	吾川郡いの町 梶本神社	

表 23 国指定国宝・重要文化財 美術工芸品 6

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	書跡	古今和歌集卷第廿 (高野切本)	S26.6.9	高知城歴史博物館	国宝
2	典籍	大毘盧遮那經・金剛頂經	S43.4.25	室戸市元 金剛頂寺	

表 24 国指定国宝・重要文化財 美術工芸品 7

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	古文書	長曾我部地検帳	S46.6.22	高知城歴史博物館	

表 25 国指定国宝・重要文化財 美術工芸品 8

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	考古資料	銅剣 (細形銅剣又は中細銅剣Ⅰ式)	H12.6.27	高知県立歴史民俗資料館	兎田八幡宮

表 26 国指定 史跡名勝天然記念物 1 史跡

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者	備考
1	史跡	武市半平太旧宅及び墓	S11.9.3	高知市仁井田	高知市	
2	史跡	高知城跡	S34.6.18	高知市丸ノ内	高知県	追加指定あり
3	史跡	土佐藩主山内家墓所	H28.3.1	高知市筆山	高知市・(公財)土佐山内記念財団	
4	史跡	土佐国分寺跡	T11.10.12	南国市国分	土佐国分寺・南国市	
5	史跡	比江麿寺塔跡	S9.1.22	南国市比江	南国市	
6	史跡	岡豊城跡	H20.7.28	南国市岡豊町	南国市	
7	史跡	土佐遍路道・青龍寺道	H28.10.3	土佐市塚地	土佐市	
8	史跡	土佐藩砲台跡	S19.11.13	須崎市中町	須崎市	
9	史跡	宿毛貝塚	S32.7.27	宿毛市貝塚	宿毛市	
10	史跡	谷重遠墓	S19.11.13	香美市土佐山田町	香美市	
11	史跡	不動ガ岩屋洞窟	S53.12.19	高岡郡佐川町	佐川町	
12	天記史跡	龍河洞	S9.12.28	香美市土佐山田町	龍河洞保存会	

表 27 国指定 史跡名勝天然記念物 2 名勝

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者	備考
1	名勝	竹林寺庭園	H16.9.10	高知市五台山竹林寺	竹林寺	
2	名勝	室戸岬	S3.6.27	室戸市室戸岬町	高知県	
3	名勝	入野松原	S3.2.17	幡多郡黒潮町	農林水産省	林野庁四国森林管理局

表 28 国指定 史跡名勝天然記念物 3 特別天然記念物

No.	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者	備考
1	高知市のミカドアゲハ及びその生息地	S27.3.29	高知市天神町・筆山町・塩屋崎町	高知県	天記指定： S18.8.24
2	杉の大スギ	S27.3.29	長岡郡大豊町	大豊町	天記指定： T13.12.9
3	土佐のオナガドリ	S27.3.29	地域を定めず指定	南国市	天記指定： T12.3.7
4	カモシカ	S30.2.15	地域を定めず指定	—	天記指定： S9.5.1
5	カワウソ	S40.5.12	地域を定めず指定	—	天記指定： S39.6.27

表 29 国指定 史跡名勝天然記念物 4 天然記念物

No.	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者	備考
1	室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落	S3.3.24	室戸市室戸岬町	高知県	
2	伊尾木洞のシダ群落	T15.10.20	安芸市伊尾木	安芸市	
3	甲原松尾山のタチバナ群落	H20.3.28	土佐市甲原	土佐市	
4	五色ノ浜の横浪メランジュ	H23.2.7	土佐市宇佐町	土佐市	
5	大谷のクス	T13.12.9	須崎市大谷	須賀神社	
6	松尾のアコウ自生地	T10.3.3	土佐清水市松尾	松尾部落	
7	千尋岬の化石漣痕	S28.11.14	土佐清水市三崎	土佐清水市	
8	唐船島の隆起海岸	S28.11.14	土佐清水市浦尻	土佐清水市	
9	八束のクサマルハチ自生地	S3.1.31	四万十市山路	曾我神社	
10	天神の大スギ	S18.2.19	香南市香我美町	香南市	
11	龍河洞	S9.12.28	香南市香我美町	龍河洞保存会	
12	三嶺・天狗塚のミヤマクマザサ及びコメツツジ群落	H6.9.1	香美市物部町	農林水産省	林野庁四国森林管理局
13	平石の乳イチョウ	S3.1.18	土佐郡土佐町	土佐町	
14	大引割・小引割	S61.2.25	吾川郡仁淀川町 高岡郡津野町	農林水産省	
15	仁井田のヒロハチシャノキ	S18.8.24	高岡郡四万十町	四万十町	
16	小鶴津の興津メランジュ及びシュードタキライト	H23.2.7	高岡郡四万十町	四万十町	
17	東天紅鶏	S11.9.3	地域を定めず指定	高知県	
18	土佐犬	S12.6.15	地域を定めず指定	高知県	
19	鶉矮鶏	S12.6.15	地域を定めず指定	高知県	
20	蓑曳矮鶏	S12.6.15	地域を定めず指定	高知県	
21	地鶏	S16.1.27	地域を定めず指定	高知県ほか	
22	軍鶏	S16.8.1	地域を定めず指定		
28	ヤマネ	S50.6.26	地域を定めず指定		

表 30 国指定 重要有形民俗文化財

No.	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者	備考
1	浜田の泊屋	S32.6.3	宿毛市山奈町	浜田地区	
2	土佐豊永郷及び周辺地域の山村生産用具	S57.4.21	長岡郡大豊町	大豊町	
3	八代の舞台	S51.8.23	吾川郡いの町	八幡宮	
4	高野の舞台	S52.6.14	高岡郡津野町	三島神社	

表 31 国指定 重要無形民俗文化財

No.	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
1	吉良川の御田祭	S52.5.17	室戸市吉良川町	御田祭保存会
2	土佐の神楽	S55.1.28	長岡郡大豊町、吾川郡いの町・仁淀川町、高岡郡梶原町・津野町・四万十町、香美市	土佐の神楽保存会 構成9団体

表 32 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（記録選択）

No.	種別1	種別2	名称	選択年月日	所在地	保護団体名
1	民俗 芸能	神楽	いざなぎ流御祈祷	S53.1.31	香美市	いざなぎ流御祈祷保存会
2	民俗 芸能	風流	シットロト踊	S49.12.4	室戸市	シットロト踊保存会
3	風俗 慣習	社会生活 (民俗知識)	烏喰の行事	H20.3.13	香南市	若一王子宮総代会
4	風俗 慣習	祭礼 (信仰)	義長神社の大祭	H20.3.13	室戸市	黒見常会
5	民俗 芸能	田楽	吉良川の御田舞	S45.6.8	室戸市	御田祭保存会
6	風俗 慣習	祭礼 (信仰)	吉良川御田八幡宮神祭の お舟・花台行事	H26.3.10	室戸市	御田八幡宮秋の 例祭保存会
7	風俗 慣習	祭礼 (信仰)	久礼八幡宮の御神穀祭	H30.3.8	高岡郡 中土佐町	久礼八幡宮氏子会
8	民俗 芸能	その他	佐喜浜にわか	H6.12.13	室戸市	佐喜浜八幡宮 古式行事保存会
9	民俗 芸能	風流	手結のつんつく踊	S50.12.8	香南市	つんつく踊保存会
10	民俗 芸能	風流	秋葉祭の芸能	S46.11.11	吾川郡 仁淀川町	秋葉神社祭礼練り保存会
11	民俗 芸能	神楽	池川神楽	S47.8.5	吾川郡 仁淀川町	池川神楽保存会
12	民俗 芸能	神楽	津野山神楽	S51.12.25	高岡郡 津野町梶原町	梶原町津野山神楽保存会 津野山古式神楽保存会
13	風俗 慣習	生産・生業	土佐の焼畑習俗	S61.12.17	山間部	特定せず
14	風俗 慣習	祭礼 (信仰)	土佐の茶堂の習俗	S52.6.1	北西部山間の 集落	特定せず
15	風俗 慣習	祭礼 (信仰)	南国市後川流域の エンコウ祭	H23.3.9	南国市	特定せず
16	民俗 芸能	神楽	本川神楽	S48.11.5	吾川郡 いの町	本川神楽保存会
17	風俗 慣習	年中行事	野見のシオバカリ	H15.2.2	須崎市	野見潮はかり保存会
18	風俗 慣習	年中行事	四国山地の発酵茶の 製造技術	H30.3.8	四国地方	特定せず

表 33 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（記録選択）

No.	種別 1	種別 2	名称	選択年月日	所在地	保護団体名
1	工業技術	手漉和紙	土佐典具帖紙	S48.3.27	-	-

表 34 国選定 保存技術

No.	種別	名称	選択年月日	所在地	認定	備考
1	有形	表具用手漉和紙（補修紙） 製作	H19.9.6	土佐市市野々	個人	
2	無形	手漉和紙用具製作	S51.5.4	吾川郡いの町	団体	全国手漉和紙用具 製作技術保存会

表 35 国選定 重要文化的景観（重文景）

No.	名称	選択年月日	所在地	備考
1	四万十川流域の文化的景観 －下流域の生業と流通・往来－	H21.2.12	四万十市	
2	四万十川流域の文化的景観 －中流域の農山村と流通・往来－	H21.2.12	高岡郡四万十町	追加選定： H23.9.21
3	四万十川流域の文化的景観 －上流域の農山村と流通・往来－	H21.2.12	高岡郡中土佐町	追加選定： H23.2.7
4	四万十川流域の文化的景観 －上流域の山村と棚田－	H21.2.12	高岡郡梶原町	
5	四万十川流域の文化的景観 －源流域の山村－	H21.2.12	高岡郡津野町	追加選定： H24.1.24
6	久礼の港と漁師町の景観	H23.2.7	高岡郡中土佐町	

表 36 国選定 重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）

No.	種別	名称	選択年月日	所在地	備考
1	在郷町	室戸市吉良川町	H9.10.31	室戸市吉良川町	
2	武家町	安芸市土居廓中	H24.7.9	安芸市土居	

表 37 登録有形文化財建造物 1

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0001	畠中家住宅（野良時計）主屋	住宅	建築物	明治	19961220	安芸市土居 638-4
39 - 0002	畠中家住宅（野良時計）蔵	住宅	建築物	明治	19961220	安芸市土居 638-4
39 - 0003	末延家住宅（旧末延堂医院）主屋	文化福祉	建築物	昭和前	19991014	安芸郡芸西村和食甲 1586-1
39 - 0004	末延家住宅（旧末延堂医院）蔵	住宅	建築物	昭和前	19991014	安芸郡芸西村和食甲 1586-1
39 - 0005	末延家住宅（旧末延堂医院）かま屋	住宅	建築物	昭和前	19991014	安芸郡芸西村和食甲 1586-1
39 - 0006	末延家住宅（旧末延堂医院）長屋門	住宅	建築物	昭和前	19991014	安芸郡芸西村和食甲 1586-1
39 - 0007	旧味元家住宅主屋	住宅	建築物	江戸	20000428	南国市岡豊町八幡 1099-1
39 - 0008	藤村製絲株式会社西蔵	産業 2 次	建築物	明治	20001018	安芸郡奈半利町乙 2630
39 - 0011	藤村製絲株式会社石塀	産業 2 次	その他の工作物	明治	20001018	安芸郡奈半利町乙 2630
39 - 0013	大西家住宅蔵	産業 1 次	建築物	昭和前	20001018	安芸郡奈半利町乙 1728
39 - 0014	濱田家住宅（旧増田屋）主屋	産業 2 次	建築物	江戸	20001018	安芸郡奈半利町乙 1751
39 - 0016	濱田家住宅（旧増田屋）蔵	産業 2 次	建築物	江戸	20001018	安芸郡奈半利町乙 1751
39 - 0017	竹崎家住宅（旧高田屋）主屋	産業 3 次	建築物	明治	20001018	安芸郡奈半利町乙 1699
39 - 0018	竹崎家住宅（旧高田屋）離れ	住宅	建築物	明治	20001018	安芸郡奈半利町乙 1699
39 - 0019	竹崎家住宅（旧高田屋）蔵	産業 3 次	建築物	明治	20001018	安芸郡奈半利町乙 1699
39 - 0020	西尾家住宅主屋	産業 3 次	建築物	江戸	20001018	安芸郡奈半利町乙 1578
39 - 0021	西尾家住宅台所	住宅	建築物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 1578
39 - 0022	西尾家住宅蔵	住宅	建築物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 1578
39 - 0023	西尾家住宅納屋	住宅	建築物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 1578
39 - 0024	西尾家住宅レンガ塀	住宅	その他の工作物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 1578
39 - 0025	西尾家住宅便所	住宅	建築物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 1578
39 - 0026	森家住宅（旧野村茂久馬邸）主屋	住宅	建築物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 2595
39 - 0027	森家住宅（旧野村茂久馬邸）蔵	住宅	建築物	明治	20001018	安芸郡奈半利町乙 2595
39 - 0028	森家住宅（旧野村茂久馬邸）西石塀	住宅	その他の工作物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 2595
39 - 0029	森家住宅（旧野村茂久馬邸）南石塀	住宅	その他の工作物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 2595

表 38 登録有形文化財建造物 2

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0030	森家住宅（旧野村茂久馬邸）東石塀	住宅	その他の工作物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 2595
39 - 0031	野村家住宅主屋	住宅	建築物	大正	20001018	安芸郡奈半利町乙 2578
39 - 0032	野村家住宅東石塀	住宅	その他の工作物	明治	20001018	安芸郡奈半利町乙 2578
39 - 0033	野村家住宅南石塀	住宅	その他の工作物	明治	20001018	安芸郡奈半利町乙 2578
39 - 0034	山本家住宅主屋	産業 3 次	建築物	明治	20001204	香美市土佐山田町東本町 5-2-11
39 - 0035	一斗俵沈下橋	交通	土木構造物	昭和前	20001204	高岡郡四万十町一斗俵
39 - 0041	島内章子家住宅主屋	住宅	建築物	昭和前	20020625	香南市野市町上岡 2604
39 - 0042	島内章子家住宅脇離れ	住宅	建築物	江戸	20020625	香南市野市町上岡 2604
39 - 0043	島内章子家住宅蔵	住宅	建築物	江戸	20020625	香南市野市町上岡 2604
39 - 0044	島内章子家住宅納屋	住宅	建築物	江戸	20020625	香南市野市町上岡 2604
39 - 0045	島内章子家住宅風呂	住宅	建築物	昭和前	20020625	香南市野市町上岡 2604
39 - 0046	島内章子家住宅家門	住宅	その他の工作物	昭和前	20020625	香南市野市町上岡 2604
39 - 0047	島内章子家住宅石垣	住宅	その他の工作物	昭和前	20020625	香南市野市町上岡 2604
39 - 0048	島内克之家住宅主屋	住宅	建築物	江戸	20020625	香南市野市町上岡 2621
39 - 0049	島内克之家住宅蔵	住宅	建築物	明治	20020625	香南市野市町上岡 2621
39 - 0050	島内克之家住宅納屋及び蚕室	住宅	建築物	明治	20020625	香南市野市町上岡 2621
39 - 0051	島内克之家住宅長屋門	住宅	建築物	明治	20020625	香南市野市町上岡 2621
39 - 0052	島内克之家住宅外塀	住宅	その他の工作物	明治	20020625	香南市野市町上岡 2621
39 - 0053	島内克之家住宅内塀	住宅	その他の工作物	明治	20020625	香南市野市町上岡 2621
39 - 0054	島内克之家住宅汲池	住宅	その他の工作物	明治	20020625	香南市野市町上岡 2621
39 - 0055	野口家住宅蔵	住宅	建築物	江戸	20020821	香南市野市町深淵 100
39 - 0056	福田家住宅主屋	住宅	建築物	大正	20020821	香南市野市町東佐古 105
39 - 0057	福田家住宅客殿及び離れ	住宅	建築物	大正	20020821	香南市野市町東佐古 105
39 - 0058	福田家住宅応接棟	住宅	建築物	大正	20020821	香南市野市町東佐古 105
39 - 0059	福田家住宅蔵及び番小屋	住宅	建築物	大正	20020821	香南市野市町東佐古 105

表 39 登録有形文化財建造物 3

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0060	福田家住宅風呂及び便所	住宅	建築物	大正	20020821	香南市野市町東佐古 105
39 - 0061	福田家住宅門	住宅	その他の 工作物	大正	20020821	香南市野市町東佐古 105
39 - 0062	福田家住宅庭門及び庭間 仕切塀	住宅	その他の 工作物	大正	20020821	香南市野市町東佐古 105
39 - 0063	福田家住宅外塀	住宅	その他の 工作物	大正	20020821	香南市野市町東佐古 105
39 - 0064	川久保家住宅診察室及び 納屋	文化福祉	建築物	明治	20020821	香南市野市町西佐古 594
39 - 0065	尾崎家住宅蔵	住宅	建築物	昭和前	20020821	香南市野市町西野 1999
39 - 0066	大西家住宅主屋	住宅	建築物	昭和前	20030131	安芸郡奈半利町甲 105
39 - 0067	東山家住宅主屋	産業 3 次	建築物	明治	20030131	安芸郡奈半利町乙 1281-2
39 - 0068	東山家住宅便所・風呂棟	住宅	建築物	明治	20030131	安芸郡奈半利町乙 1281-2
39 - 0069	東山家住宅蔵	産業 3 次	建築物	明治	20030131	安芸郡奈半利町乙 1281-2
39 - 0070	東山家住宅石塀	住宅	その他の 工作物	明治	20030131	安芸郡奈半利町乙 1281-2
39 - 0071	濱田家住宅店舗	産業 3 次	建築物	明治	20030131	安芸郡奈半利町乙 1564-3
39 - 0072	濱田家住宅煉瓦蔵	産業 3 次	建築物	明治	20030131	安芸郡奈半利町乙 1564-3
39 - 0073	正覚寺本堂	宗教	建築物	昭和前	20030131	安芸郡奈半利町乙 1718-1
39 - 0074	正覚寺石垣	宗教	その他の 工作物	昭和前	20030131	安芸郡奈半利町乙 1718-1
39 - 0075	松尾酒造主屋	住宅	建築物	大正	20030701	香美市土佐山田町西本 町 5-1
39 - 0076	松尾酒造北酒蔵	産業 2 次	建築物	明治	20030701	香美市土佐山田町西本 町 5-1
39 - 0077	松尾酒造西酒蔵	産業 2 次	建築物	明治	20030701	香美市土佐山田町西本 町 5-1
39 - 0078	松尾酒造南酒蔵	産業 2 次	建築物	大正	20030701	香美市土佐山田町西本 町 5-1
39 - 0079	松尾酒造表門及び塀	住宅	その他の 工作物	大正	20030701	香美市土佐山田町西本 町 5-1
39 - 0080	松尾酒造煉瓦塀	住宅	その他の 工作物	大正	20030701	香美市土佐山田町西本 町 5-1
39 - 0081	公文利幸家住宅主屋	住宅	建築物	大正	20031201	安芸郡田野町 532
39 - 0082	公文利幸家住宅家門及び 便所	住宅	建築物	大正	20031201	安芸郡田野町 532
39 - 0083	公文利幸家住宅渡廊下	住宅	建築物	大正	20031201	安芸郡田野町 532
39 - 0084	公文利幸家住宅蔵	住宅	建築物	江戸	20031201	安芸郡田野町 532
39 - 0085	公文利幸家住宅納屋及び 離れ	住宅	建築物	大正	20031201	安芸郡田野町 532

表 40 登録有形文化財建造物 4

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0086	公文正昭家住宅主屋	住宅	建築物	昭和前	20031201	安芸郡田野町 570-1
39 - 0087	公文正昭家住宅蔵	住宅	建築物	明治	20031201	安芸郡田野町 570-1
39 - 0088	佐野家住宅主屋	住宅	建築物	江戸	20031201	安芸郡田野町 1305
39 - 0091	濱川家住宅蔵	産業 2 次	建築物	大正	20031201	安芸郡田野町 1880-1
39 - 0092	濱川家住宅離れ	住宅	建築物	大正	20031201	安芸郡田野町 1880-1
39 - 0093	長法寺本堂	宗教	建築物	江戸	20031201	安芸郡田野町 1894
39 - 0094	長法寺門	宗教	その他の 工作物	江戸	20031201	安芸郡田野町 1894
39 - 0096	谷豊家住宅離れ	住宅	建築物	江戸	20031201	安芸郡田野町 1933
39 - 0097	谷豊家住宅便所	住宅	建築物	昭和前	20031201	安芸郡田野町 1933
39 - 0099	普光江家住宅主屋東棟	産業 3 次	建築物	明治	20031201	安芸郡田野町 2051
39 - 0100	普光江家住宅主屋西棟	産業 3 次	建築物	大正	20031201	安芸郡田野町 2051
39 - 0101	普光江家住宅蔵	住宅	建築物	明治	20031201	安芸郡田野町 2051
39 - 0102	普光江家住宅納屋	住宅	建築物	明治	20031201	安芸郡田野町 2051
39 - 0108	川田家住宅主屋	産業 3 次	建築物	明治	20031201	安芸郡田野町 2165
39 - 0109	川田家住宅蔵	産業 3 次	建築物	昭和前	20031201	安芸郡田野町 2165
39 - 0110	川田家住宅離れ	住宅	建築物	昭和前	20031201	安芸郡田野町 2165
39 - 0111	川田家住宅風呂及び便所	住宅	建築物	昭和前	20031201	安芸郡田野町 2165
39 - 0112	隅田家住宅主屋	産業 3 次	建築物	大正	20031201	安芸郡田野町 2363-1
39 - 0113	隅田家住宅便所及び納屋	住宅	建築物	大正	20031201	安芸郡田野町 2363-1
39 - 0114	隅田家住宅精米工場	産業 3 次	建築物	昭和前	20031201	安芸郡田野町 2363-1
39 - 0115	隅田家住宅離れ	住宅	建築物	明治	20031201	安芸郡田野町 2363-1
39 - 0116	有沢家住宅主屋	住宅	建築物	昭和前	20031201	安芸郡田野町 2391-2
39 - 0117	有沢家住宅離れ	住宅	建築物	昭和前	20031201	安芸郡田野町 2391-2
39 - 0118	有沢家住宅蔵	住宅	建築物	昭和前	20031201	安芸郡田野町 2391-2
39 - 0119	谷雄三家住宅主屋	産業 3 次	建築物	明治	20031201	安芸郡田野町 2426
39 - 0123	百年舎主屋	住宅	建築物	明治	20031201	香美市土佐山田町東本 町 2-80

表 41 登録有形文化財建造物 5

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0124	百年舎蔵	住宅	建築物	大正	20031201	香美市土佐山田町東本町 2-80
39 - 0125	百年舎門	住宅	その他の工作物	昭和前	20031201	香美市土佐山田町東本町 2-80
39 - 0126	百年舎内塀	住宅	その他の工作物	昭和前	20031201	香美市土佐山田町東本町 2-80
39 - 0127	百年舎外塀	住宅	その他の工作物	昭和前	20031201	香美市土佐山田町東本町 2-80
39 - 0128	山崎家住宅蔵	住宅	建築物	江戸	20040302	高知市鏡的渕 71
39 - 0129	山崎家住宅敷地石垣及び水田石垣	住宅	その他工作	江戸	20040302	高知市鏡的渕 71
39 - 0130	山中家住宅主屋	産業 3 次	建築物	大正	20040302	吾川郡いの町長沢 131-28
39 - 0131	桑瀬神社本殿	宗教	建築物	明治	20040302	吾川郡いの町桑瀬
39 - 0132	西田家住宅蔵	住宅	建築物	大正	20040302	吾川郡仁淀川町土居甲 643
39 - 0133	橋本家住宅石垣及び塀	住宅	その他の工作物	昭和前	20040302	吾川郡仁淀川町土居甲 726-1
39 - 0133	松岡家住宅主屋門及び塀	住宅	その他の工作物	昭和前	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0134	善法寺本堂	宗教	建築物	明治	20040302	吾川郡仁淀川町土居甲 1023
39 - 0135	久喜橋	交通	土木構造物	昭和前	20040302	吾川郡仁淀川町相能
39 - 0136	高岩橋	交通	土木構造物	昭和前	20040302	吾川郡いの町高岩
39 - 0137	松岡家住宅主屋	住宅	建築物	昭和前	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0139	松岡家住宅槽場	産業 2 次	建築物	大正	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0140	松岡家住宅北酒蔵	産業 2 次	建築物	大正	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0141	松岡家住宅東酒蔵	産業 2 次	建築物	大正	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0142	松岡家住宅西酒蔵	産業 2 次	建築物	昭和前	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0143	松岡家住宅離れ	住宅	建築物	大正	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0144	松岡家住宅米蔵	住宅	建築物	大正	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0145	松岡家住宅便所	住宅	建築物	昭和前	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0146	松岡家住宅浴室	住宅	建築物	昭和前	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0147	松岡家住宅酒造場門及び塀	住宅	その他の工作物	昭和前	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0148	松岡家住宅石垣・門及び塀	住宅	その他の工作物	大正	20040302	高岡郡日高村本郷 1887
39 - 0149	陽和工房登窯	産業 2 次	その他の工作物	江戸	20040609	安芸市井ノ口乙 3472

表 42 登録有形文化財建造物 6

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0150	春宮神社本殿	宗教	建築物	江戸	20040609	高知市土佐山桑尾字横平 629 番イ
39 - 0151	春宮神社拝殿	宗教	建築物	明治	20040609	高知市土佐山桑尾字横平 629 番イ
39 - 0152	仁井田神社本殿	宗教	建築物	明治	20040609	高知市土佐山桑尾字大潰 78 番イ
39 - 0153	仁井田神社拝殿	宗教	建築物	明治	20040609	高知市土佐山桑尾字大潰 78 番イ
39 - 0154	仁井田神社鞘殿	宗教	建築物	大正	20040609	高知市土佐山桑尾字大潰 78 番イ
39 - 0155	料亭得月楼本館	産業 3 次	建築物	昭和中	20041108	高知市南はりまや町 1-17-3
39 - 0156	料亭得月楼客間	その他	建築物	昭和前	20041108	高知市南はりまや町 1-17-3
39 - 0157	齋藤家住宅主屋	住宅	建築物	江戸	20041108	土佐市宇佐町宇佐 260
39 - 0158	齋藤家住宅蔵	住宅	建築物	大正	20041108	土佐市宇佐町宇佐 260
39 - 0159	齋藤家住宅長屋門	住宅	建築物	江戸	20041108	土佐市宇佐町宇佐 260
39 - 0160	齋藤家住宅庭門及び塀	住宅	その他の 工作物	大正	20041108	土佐市宇佐町宇佐 260
39 - 0161	齋藤家住宅勝手門及び塀	住宅	その他の 工作物	大正	20041108	土佐市宇佐町宇佐 260
39 - 0162	齋藤家住宅外塀	住宅	その他の 工作物	江戸	20041108	土佐市宇佐町宇佐 260
39 - 0163	泉家住宅主屋	住宅	建築物	昭和中	20041108	土佐市宇佐町宇佐 1775-1
39 - 0164	泉家住宅支度部屋及び干場	産業 1 次	建築物	昭和中	20041108	土佐市宇佐町宇佐 1775-1
39 - 0165	泉家住宅鯉節製造場	産業 1 次	建築物	昭和中	20041108	土佐市宇佐町宇佐 1775-1
39 - 0166	澤村家住宅主屋	住宅	建築物	昭和前	20041108	土佐市高岡町甲 506-2
39 - 0167	澤村家住宅蔵	住宅	建築物	昭和前	20041108	土佐市高岡町甲 506-2
39 - 0168	澤村家住宅便所	住宅	建築物	昭和前	20041108	土佐市高岡町甲 506-2
39 - 0169	澤村家住宅門	住宅	その他の 工作物	昭和前	20041108	土佐市高岡町甲 506-2
39 - 0170	矢野家住宅主屋	産業 3 次	建築物	明治	20041108	土佐市高岡町甲 2145-1
39 - 0175	塩田家住宅主屋	住宅	建築物	昭和前	20041108	土佐市高岡町乙 150
39 - 0177	濱田典彌家住宅主屋	住宅	建築物	昭和前	20041108	安芸郡奈半利町乙 1028-1
39 - 0178	濱田典彌家住宅かま屋	住宅	建築物	昭和前	20041108	安芸郡奈半利町乙 1028-1
39 - 0179	濱田典彌家住宅米あずかり場	住宅	建築物	昭和前	20041108	安芸郡奈半利町乙 1028-1

表 43 登録有形文化財建造物 7

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0180	濱田典彌家住宅土蔵	住宅	建築物	明治	20041108	安芸郡奈半利町乙1028-1
39 - 0181	濱田典彌家住宅石垣塀	住宅	その他の工作物	昭和前	20041108	安芸郡奈半利町乙1028-1
39 - 0182	野村典男家住宅主屋	住宅	建築物	明治	20050712	安芸市土居 989
39 - 0183	寺村徳夫家住宅主屋	文化福祉	建築物	明治	20050712	安芸市土居 993-1
39 - 0184	寺村徳夫家住宅長屋門	住宅	建築物	明治	20050712	安芸市土居 993-1
39 - 0185	寺村徳夫家住宅蔵	住宅	建築物	明治	20050712	安芸市土居 993-1
39 - 0186	寺村徳夫家住宅離れ	住宅	建築物	明治	20050712	安芸市土居 993-1
39 - 0187	寺村徳夫家住宅塀	住宅	その他の工作物	明治	20050712	安芸市土居 993-1
39 - 0188	野村隆男家住宅主屋	住宅	建築物	江戸	20050712	安芸市土居 994
39 - 0189	野村隆男家住宅門	住宅	その他の工作物	江戸	20050712	安芸市土居 994
39 - 0190	野村隆男家住宅便所・風呂棟	住宅	建築物	江戸	20050712	安芸市土居 994
39 - 0191	野村隆男家住宅納屋	住宅	建築物	江戸	20050712	安芸市土居 994
39 - 0192	野村隆男家住宅薪置き場	住宅	建築物	江戸	20050712	安芸市土居 994
39 - 0193	野村隆男家住宅井戸	住宅	その他の工作物	江戸	20050712	安芸市土居 994
39 - 0194	野村隆男家住宅塀	住宅	その他の工作物	江戸	20050712	安芸市土居 994
39 - 0195	川口橋	交通	土木構造物	昭和前	20050712	吾川郡仁淀川町大崎
39 - 0196	森澤家住宅主屋	住宅	建築物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0197	森澤家住宅長屋門	住宅	建築物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0198	森澤家住宅北蔵	住宅	建築物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0199	森澤家住宅離れ	住宅	建築物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0200	森澤家住宅納屋	住宅	建築物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0201	森澤家住宅漬物部屋	住宅	建築物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0202	森澤家住宅井戸屋	住宅	その他の工作物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0203	森澤家住宅便所及び風呂	住宅	建築物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0204	森澤家住宅汲み池	住宅	その他の工作物	明治	20051110	安芸市土居 559

表 44 登録有形文化財建造物 8

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0205	森澤家住宅内塀	住宅	その他の 工作物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0206	森澤家住宅築地塀	住宅	その他の 工作物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0207	森澤家住宅外塀	住宅	その他の 工作物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0208	森澤家住宅外周石垣	住宅	その他の 工作物	明治	20051110	安芸市土居 559
39 - 0209	杉本家住宅客間棟	住宅	建築物	明治	20070731	安芸市本町 2-4-3
39 - 0210	杉本家住宅塀	住宅	その他の 工作物	明治	20070731	安芸市本町 2-4-3
39 - 0211	杉本家住宅石垣	住宅	その他の 工作物	明治	20070731	安芸市本町 2-4-3
39 - 0212	南家住宅主屋	住宅	建築物	明治	20070731	安芸郡安田町大字安田 1080
39 - 0213	南家住宅蔵	住宅	建築物	明治	20070731	安芸郡安田町大字安田 1080
39 - 0214	南家住宅便所及び風呂	住宅	建築物	明治	20070731	安芸郡安田町大字安田 1080
39 - 0215	つとや店舗兼主屋	産業 3 次	建築物	昭和前	20070731	安芸郡安田町大字安田 1670
39 - 0216	西岡呉服店店舗	産業 3 次	建築物	明治	20071002	安芸郡安田町大字安田 1807
39 - 0217	西岡家住宅主屋	住宅	建築物	明治	20071002	安芸郡安田町大字安田 1807
39 - 0218	西岡家住宅離れ	住宅	建築物	昭和中	20071002	安芸郡安田町大字安田 1807
39 - 0219	西岡家住宅蔵	住宅	建築物	明治	20071002	安芸郡安田町大字安田 1807
39 - 0220	西岡家住宅門及び塀	住宅	その他の 工作物	昭和前	20071002	安芸郡安田町大字安田 1807
39 - 0221	久保呉服店店舗兼主屋	産業 3 次	建築物	大正	20071002	安芸郡安田町大字安田 1849
39 - 0222	久保家住宅離れ	住宅	建築物	大正	20071002	安芸郡安田町大字安田 1849
39 - 0223	久保家住宅蔵	住宅	建築物	大正	20071002	安芸郡安田町大字安田 1849
39 - 0224	久保家住宅門	住宅	その他の 工作物	大正	20071002	安芸郡安田町大字安田 1849
39 - 0225	久保家住宅外塀	住宅	その他の 工作物	江戸	20071002	安芸郡安田町大字安田 1849
39 - 0226	久保家住宅内塀	住宅	その他の 工作物	大正	20071002	安芸郡安田町大字安田 1849
39 - 0227	南商店店舗兼主屋	産業 3 次	建築物	大正	20071205	安芸郡安田町大字安田 1771-1
39 - 0228	南商店外塀	産業 3 次	その他の 工作物	大正	20071205	安芸郡安田町大字安田 1771-1
39 - 0229	南商店内塀	産業 3 次	その他の 工作物	大正	20071205	安芸郡安田町大字安田 1771-1

表 45 登録有形文化財建造物 9

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0230	河田商店店舗兼主屋	産業 3 次	建築物	明治	20071205	安芸郡安田町大字安田 1791
39 - 0231	乗光寺書院	宗教	建築物	大正	20071205	安芸郡安田町大字安田 1877-3
39 - 0232	乗光寺門	宗教	その他の 工作物	大正	20071205	安芸郡安田町大字安田 1877-3
39 - 0233	豊永染物店蔵	産業 2 次	建築物	江戸	20071205	安芸郡安田町大字安田 1899
39 - 0234	豊永染物店土塀	産業 2 次	その他の 工作物	江戸	20071205	安芸郡安田町大字安田 1899
39 - 0235	安田八幡宮玉垣	宗教	その他の 工作物	江戸	20071205	安芸郡安田町大字安田 2170
39 - 0236	五藤家住宅主屋	住宅	建築物	明治	20080307	安芸市土居土居跡 955
39 - 0237	五藤家住宅事務所	住宅	建築物	昭和中	20080307	安芸市土居土居跡 955
39 - 0238	五藤家住宅離れ	住宅	建築物	明治	20080307	安芸市土居土居跡 955
39 - 0239	五藤家住宅付属屋	住宅	建築物	昭和中	20080307	安芸市土居土居跡 955
39 - 0240	五藤家住宅納屋	住宅	建築物	昭和中	20080307	安芸市土居土居跡 955
39 - 0241	五藤家住宅物置	住宅	建築物	明治	20080307	安芸市土居土居跡 955
39 - 0242	五藤家住宅板塀	住宅	その他の 工作物	明治	20080307	安芸市土居土居跡 955
39 - 0243	里川橋	交通	土木構造 物	昭和中	20080307	高岡郡四万十町浦越
39 - 0244	北の川口橋	交通	土木構造 物	大正	20080307	高岡郡四万十町昭和
39 - 0245	旧大正林道佐川橋	交通	土木構造 物	昭和前	20080307	高岡郡四万十町下津井 字ヲグラトコ
39 - 0246	木屋ヶ内橋	交通	土木構造 物	昭和中	20080307	高岡郡四万十町木屋ヶ 内
39 - 0247	旧大正林道木屋ヶ内トン ネル	交通	土木構造 物	昭和前	20080307	高岡郡四万十町木屋ヶ 内
39 - 0248	旧大正林道柿ノ木サコ橋	交通	土木構造 物	昭和前	20080307	高岡郡四万十町木屋ヶ 内
39 - 0249	旧大正林道ユス谷川橋	交通	土木構造 物	昭和前	20080307	高岡郡四万十町字江師
39 - 0250	ユス谷川橋	交通	土木構造 物	昭和前	20080307	高岡郡四万十町字江師
39 - 0251	大正橋	交通	土木構造 物	昭和前	20080307	高岡郡四万十町大正字 尾崎
39 - 0252	旧門脇家住宅主屋	住宅	建築物	明治	20080307	高岡郡四万十町大正 32-1
39 - 0253	岩崎家住宅主屋	住宅	建築物	江戸	20100428	安芸市井ノ口字杉ヶ本 甲 1696 他
39 - 0254	岩崎家住宅東蔵	住宅	建築物	明治	20100428	安芸市井ノ口字杉ヶ本 甲 1696 他

表 46 登録有形文化財建造物 10

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0255	岩崎家住宅西蔵	住宅	建築物	明治	20100428	安芸市井ノ口字杉ヶ本甲 1696 他
39 - 0256	岩崎家住宅番屋	住宅	建築物	明治	20100428	安芸市井ノ口字杉ヶ本甲 1696 他
39 - 0257	岩崎家住宅便所	住宅	建築物	江戸	20100428	安芸市井ノ口字杉ヶ本甲 1696 他
39 - 0258	岩崎家住宅祠	住宅	建築物	明治	20100428	安芸市井ノ口字杉ヶ本甲 1696 他
39 - 0259	岩崎家住宅練塀	住宅	その他の工作物	明治	20100428	安芸市井ノ口字杉ヶ本甲 1696 他
39 - 0260	畠中家住宅主屋	住宅	建築物	明治	20100428	安芸市土居字東高園 633
39 - 0261	畠中家住宅米蔵及び衣装蔵	住宅	建築物	明治	20100428	安芸市土居字東高園 633
39 - 0262	畠中家住宅道具蔵	住宅	建築物	明治	20100428	安芸市土居字東高園 633
39 - 0263	畠中家住宅番小屋	住宅	建築物	明治	20100428	安芸市土居字東高園 633
39 - 0264	畠中家住宅薪小屋	住宅	建築物	昭和前	20100428	安芸市土居字東高園 633
39 - 0265	畠中家住宅本門	住宅	その他の工作物	明治	20100428	安芸市土居字東高園 633
39 - 0266	畠中家住宅中門	住宅	その他の工作物	明治	20100428	安芸市土居字東高園 633
39 - 0267	畠中家住宅外塀	住宅	その他の工作物	明治	20100428	安芸市土居字東高園 633
39 - 0268	畠中家住宅庭門及び築地塀	住宅	その他の工作物	明治	20100428	安芸市土居字東高園 633
39 - 0269	旧柏原家住宅主屋及び離れ	住宅	建築物	昭和前	20120223	安芸郡安田町安田字東新町 1674-1 他
39 - 0270	旧柏原家住宅表門	住宅	その他の工作物	昭和前	20120223	安芸郡安田町安田字東新町 1674-1 他
39 - 0271	旧柏原家住宅東土塀及び西土塀	住宅	その他の工作物	昭和前	20120223	安芸郡安田町安田字東新町 1674-1 他
39 - 0272	旧市川医院	文化福祉	建築物	大正	20120223	安芸郡安田町安田字東新町 1672-1
39 - 0273	前田家住宅店舗兼主屋	産業 3 次	建築物	昭和前	20130621	安芸市本町 5-1736-8
39 - 0274	前田家住宅土塀	産業 3 次	その他の工作物	昭和前	20130621	安芸市本町 5-1736-8
39 - 0275	定福寺本堂	宗教	建築物	江戸	20130621	長岡郡大豊町粟生字粟生山 159-3
39 - 0276	定福寺庫裏	宗教	建築物	江戸	20130621	長岡郡大豊町粟生字寺ノナル 158-3
39 - 0277	溪鬼荘	住宅	建築物	昭和前	20150326	香美市香北町猪野々字東ヤシキ 514
39 - 0278	濱川商店酒蔵	産業 2 次	建築物	明治	20150326	安芸郡田野町字橋本西 2150-1
39 - 0279	旧浜口家住宅主屋	産業 2 次	建築物	明治	20150326	高岡郡佐川町字西町甲 1472-1

表 47 登録有形文化財建造物 11

登録番号	名称	種別 1	種別 2	時代	登録年月日	所在地
39 - 0280	料亭得月楼高陽の間	産業 3 次	建築物	昭和中	20160225	高知市南はりまや町 1 丁目 255-3
39 - 0281	料亭得月楼喜久の間	産業 3 次	建築物	昭和中	20160225	高知市南はりまや町 1 丁目 255-3
39 - 0282	料亭得月楼渡り廊下	産業 3 次	建築物	昭和中	20160225	高知市南はりまや町 1 丁目 255-4
39 - 0283	料亭得月楼正門	産業 3 次	建築物	昭和中	20160225	高知市南はりまや町 1 丁目 254 他
39 - 0284	旧三浦家住宅店舗	産業 3 次	建築物	明治	20160225	須崎市青木町 7-1
39 - 0285	旧三浦家住宅主屋	住宅	建造物	大正	20160225	須崎市青木町 7-1
39 - 0286	旧三浦家住宅蔵	住宅	建造物	大正	20160225	須崎市青木町 7-1
39 - 0287	旧三浦家住宅離れ	住宅	建造物	昭和前	20160225	須崎市青木町 7-1
39 - 0288	旧三浦家住宅表門及び塀	住宅	その他の工作物	大正	20160225	須崎市青木町 7-1
39 - 0289	旧三浦家住宅ブロック塀	住宅	その他の工作物	大正	20160225	須崎市青木町 7-1
39 - 0290	旧弘瀬家住宅主屋	住宅	建造物	大正	20160225	安芸郡奈半利町字豎横町乙 1670
39 - 0291	織田歯科医院主屋	住宅	建造物	大正	20170502	高知市升形 76-2
39 - 0292	織田歯科医院塀	住宅	その他の工作物	大正	20170502	高知市升形 76-2
39 - 0293	大川上美良布神社神庫	住宅	建造物	江戸	20170502	香美市香北町蕪生野大宮 243-1
39 - 0294	竹村家土蔵	住宅	建造物	明治後	20180327	高岡郡佐川町字東町甲 1285
39 - 0295	旧竹村呉服店主屋	住宅	建造物	江戸	20180327	高岡郡佐川町字東町甲 1300
39 - 0296	旧竹村家呉服店店舗及び表蔵	住宅	建造物	江戸	20180327	高岡郡佐川町字東町甲 1300
39 - 0297	旧竹村家呉服店土蔵	住宅	建造物	明治中	20180327	高岡郡佐川町字東町甲 1300
39 - 0298	岬観光ホテル本館	産業 3 次	建造物	昭和前	20190329	室戸市室戸岬町字白濱 4038 番地、4037 番地、4039 番地 1
39 - 0299	岬観光ホテル新館	産業 3 次	建造物	昭和中	20190329	高知県室戸市室戸岬町字白濱 6940 番地 2
39 - 0300	津田家住宅主屋	住宅	建造物	大正	20190329	安芸市土居字西木戸 838 番地、837 番地 2
39 - 0301	津田家住宅附属屋	住宅	工作物	大正	20190329	安芸市土居字西木戸 838 番地、837 番地 2
39 - 0302	津田家住宅門及び塀	住宅	建造物	大正	20190329	安芸市土居字西木戸 838 番地、837 番地 2
39 - 0303	田所内科医院	文化福祉	建造物	江戸	20190329	土佐市高岡町甲 2018 番地の 2
39 - 0304	海のギャラリー	文化福祉	建造物	昭和中	20190329	高知県土佐清水市竜串 3908 番地 1

表 48 県保護有形文化財 建造物

No.	名称	指定年月日	所在地	備考
1	観音正寺観音堂	S28.1.16	高知市春野町	
2	開成門	S32.10.22	高知市城北町	
3	旧致道館表門及び附番所東西築地塀	H20.3.31	高知市丸ノ内	
4	国分寺本堂の厨子・須弥壇	H9.5.6	南国市国分	
5	琴平神社	H8.4.30	土佐市高岡町	
6	高知座神社本殿	S30.2.15	宿毛市平田町	
7	大川上美良布神社社殿	S28.1.16	香美市香北町	
8	岡御殿	S60.4.2	安芸郡田野町	
9	旧岡家住宅（西の岡）	H9.5.6	安芸郡田野町	
10	神峯神社本殿	S30.8.19	安芸郡安田町	

表 49 県保護有形文化財 美術工芸品 1

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	絵画	要法寺の画像	H6.5.20	高知市筆山町 要法寺	
2	絵画	金剛頂寺の仏画	H17.4.1	室戸市元 金剛頂寺	
3	絵画	絹本著色両界曼陀羅	H9.5.6	南国市国分 国分寺	
4	絵画	紙本著色高野大師行状図画	S44.8.8	土佐清水市足摺岬 金剛福寺	
5	絵画	真静寺三十番神板絵	H9.5.6	四万十市有岡 真静寺	
6	絵画	旧赤岡町の土佐芝居絵屏風	H21.3.17	香南市赤岡町 絵金蔵	

表 50 県保護有形文化財 美術工芸品 2 彫刻 1

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	彫刻	木造薬師如来坐像	S38.7.5	高知市円行寺 日吉神社	
2	彫刻	木造不動明王坐像	S38.7.5	高知市（個人）	
3	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	S50.6.13	高知市朝倉 高蓮寺	
4	彫刻	木造長宗我部元親坐像	H13.3.27	高知市長浜 秦神社	
5	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	H17.4.1	高知市大津 円光寺	
6	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	H15.3.28	室戸市室戸岬町 持佛堂	
7	彫刻	木造金剛力士立像	S30.2.15	土佐市谷地	
8	彫刻	銅造鏡像（懸仏）	S32.1.18	土佐市高岡町 清瀧寺	
9	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	S38.7.5	土佐市高岡町 高善寺	
10	彫刻	木造大日如来坐像	H21.3.17	須崎市上分 笹野大日堂	
11	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	S47.5.6	宿毛市宇須々木 円覚寺	
12	彫刻	木造愛染明王坐像	S44.8.8	土佐清水市足摺岬 金剛福寺	

表 51 県保護有形文化財 美術工芸品 3 彫刻 2

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
13	彫刻	木造千手観音立像及び両脇侍立像	H12.3.28	土佐清水市足摺岬 金剛福寺	
14	彫刻	木造二十八部衆立像	H12.3.28	土佐清水市足摺岬 金剛福寺	
15	彫刻	木造風神・雷神像	H12.3.28	土佐清水市足摺岬 金剛福寺	
16	彫刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	H8.4.30	土佐清水市元町 蓮光寺	
17	彫刻	木造南仏上人坐像	S47.5.6	四万十市郷土資料館	
18	彫刻	木造大日如来坐像	H14.3.29	四万十市三里 蓮台寺	
19	彫刻	木造地藏菩薩坐像	S32.1.18	香南市香我美町 金水寺	
20	彫刻	木造薬師如来坐像	H8.4.30	香南市夜須町 真行寺	
21	彫刻	木造地藏菩薩立像	H23.7.26	香南市香我美町 安養寺地藏堂	
22	彫刻	木造地藏菩薩像（千体地藏）	S44.8.8	香美市香北町 高照寺	
23	彫刻	名留川観音堂の古仏群	H15.3.28	安芸郡東洋町 法喜院	
24	彫刻	木造天部立像	H11.4.27	安芸郡安田町 北寺	
25	彫刻	木造薬師如来坐像	S50.6.13	安芸郡北川村 妙楽寺	
26	彫刻	木造地藏菩薩立像	S50.6.13	安芸郡北川村 妙楽寺	
27	彫刻	木造十一面観音立像	S60.6.13	安芸郡北川村 成願寺	
28	彫刻	木造薬師如来坐像 附木造如来形坐像	S44.8.8	安芸郡馬路村 金林寺	
29	彫刻	木造地藏菩薩立像	S38.7.5	長岡郡大豊町 定福寺	
30	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	S38.7.5	長岡郡大豊町 定福寺	
31	彫刻	木造薬師如来坐像	S38.7.5	長岡郡大豊町 定福寺	
32	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	S38.7.5	長岡郡大豊町 定福寺	
33	彫刻	木造聖徳太子立像	H14.3.29	長岡郡大豊町 定福寺	
34	彫刻	木造不動明王立像	H14.3.29	長岡郡大豊町 定福寺	
35	彫刻	木造毘沙門天立像	H14.3.29	長岡郡大豊町 定福寺	
36	彫刻	木造十一面観音立像	S44.8.8	土佐郡土佐町 中島観音堂	
37	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	H18.4.1	佐川町総合文化センター	
38	彫刻	木造薬師如来坐像	H18.4.1	佐川町総合文化センター	
39	彫刻	木造如来形立像	S44.8.8	高岡郡四万十町 熊野神社	
40	彫刻	木造地藏菩薩立像	S44.8.8	高岡郡四万十町 熊野神社	

表 52 県保護有形文化財 美術工芸品 4

No.	種類	名称	指定年月日	所在地
1	工芸品	短刀 銘 吉光	S35.1.16	高知市（個人）
2	工芸品	わきざし 銘 長谷部国信	S35.1.16	高知市（個人）
3	工芸品	刀 銘 於大島山麓左行秀造之	S35.1.16	高知市（個人）
4	工芸品	日本刀 銘 備前國住長船与三左衛門尉祐定作	S55.5.13	高知市（個人）
5	工芸品	梵鐘	S59.3.16	高知市塩屋崎町 妙国寺
6	工芸品	梵鐘	S59.3.16	高知市五台山 竹林寺
7	工芸品	文殊菩薩坐像懸仏	H11.4.27	高知市五台山 竹林寺
8	工芸品	永福寺の陶製位牌	H12.3.28	高知市井口町 永福寺
9	工芸品	虚空蔵菩薩坐像懸仏	H11.4.27	室戸市室戸岬町 最御岬寺
10	工芸品	刀 銘 國益	H10.4.28	安芸市立歴史民俗資料館
11	工芸品	梵鐘	S59.3.16	南国市十市 禪師峰寺
12	工芸品	石茶臼	S59.3.16	高知県立歴史民俗資料館
13	工芸品	梵鐘	S59.3.16	高知県立歴史民俗資料館
14	工芸品	懸仏の弥陀三尊と銅製狛犬	H7.5.19	高知県立歴史民俗資料館
15	工芸品	三上八幡宮の鉄釣灯籠	H7.5.19	高知県立歴史民俗資料館
16	工芸品	三社神社の木版彩画懸仏	H8.4.30	高知県立歴史民俗資料館
17	工芸品	刀 銘 上野守久國	H10.4.28	高知県立歴史民俗資料館
18	工芸品	金剛大鍬形	S53.1.31	宿毛市立宿毛歴史館
19	工芸品	刀 銘 豊永東虎左行秀行年五十八歳造之	S30.2.15	香南市（個人）
20	工芸品	太刀 銘 筑州住左行秀	S40.6.18	香南市（個人）
21	工芸品	日本刀 銘 於東武土州住左行秀造之	S42.9.5	香南市（個人）
22	工芸品	刀 銘 嘉永五年二月日左行秀（花押）	S44.8.8	香南市（個人）
23	工芸品	梵鐘	S60.4.2	香南市夜須町 長谷寺
24	工芸品	太刀 銘 備前国住長船与三左衛門尉祐定	S35.1.16	香美市（個人）
25	工芸品	日本刀 銘 吉平	S42.9.5	香美市（個人）
26	工芸品	鱧口	S62.4.17	いの町立本川新郷土館
27	工芸品	大野見竹原熊野神社の熊野三山本地仏懸仏	H20.3.31	高岡郡中土佐町 熊野神社
28	工芸品	葛原神社の御正体類	S53.1.31	高岡郡日高村 葛原神社
29	工芸品	小村神社の蓬萊鏡	H3.3.26	高岡郡日高村 小村神社
30	工芸品	阿弥陀如来懸仏	H13.3.27	高岡郡日高村 八幡神社
31	工芸品	鱧口	S59.3.16	高岡郡津野町 三嶋神社
32	工芸品	大太刀 無銘 附黒漆打刀拵	H32.3.31	高岡郡四万十町 興津八幡宮
33	工芸品	大太刀 無銘 附黒漆太刀拵	H32.3.31	高岡郡四万十町 高岡神社
34	工芸品	黒漆太刀拵 附太刀身	H32.3.31	高岡郡四万十町 高岡神社

表 53 県保護有形文化財 美術工芸品 5

No.	種類	名称	指定年月日	所在地
1	書跡	日蓮聖人真筆及び真筆形木	H6.5.20	高知市筆山町 要法寺
2	典籍	大般若経	S44.8.8	安芸郡安田町 安田八幡宮

表 54 県保護有形文化財 美術工芸品 6

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	古文書	森田久右衛門江戸日記	S62.4.17	高知市（個人）	
2	古文書	五藤家文書	H11.4.27	安芸市立歴史民俗資料館	
3	古文書	真静寺文書	H6.5.20	四万十市有岡 真静寺	

表 55 県保護有形文化財 美術工芸品 7

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	考古資料	波介出土の銅矛	S53.1.31	高知県立歴史民俗資料館	
2	考古資料	銅矛	S59.3.16	高知県立歴史民俗資料館	南国市遅倉出土
3	考古資料	銅剣・銅戈	S59.3.16	高知県立歴史民俗資料館	吾川郡いの町天神出土
4	考古資料	注口土器	S59.3.16	高知県立歴史民俗資料館	高岡郡四万十町仕出原出土
5	考古資料	高岡山古墳群出土遺物	H6.5.20	宿毛市立宿毛歴史館	1号墳関係
6	考古資料	高岡山古墳群出土遺物	H6.5.20	宿毛市立宿毛歴史館	2号墳関係
7	考古資料	山川阿弥陀堂の地藏板碑	H7.5.19	高知県立歴史民俗資料館	
8	考古資料	伏原大塚古墳出土埴輪	H7.5.19	高知県立歴史民俗資料館	
9	考古資料	居徳遺跡群出土遺物	H16.3.30	高知県立埋蔵文化財センター	
10	考古資料	居徳遺跡群出土遺物	H17.4.1	高知県立埋蔵文化財センター	
11	考古資料	高知城伝下屋敷跡出土木製品	H19.4.1	高知県立埋蔵文化財センター	
12	考古資料	賀茂神社石造層塔	H14.3.29	須崎市多ノ郷 賀茂神社	
13	考古資料	大谷の四国遍路板碑	H16.3.30	須崎市大谷	
14	考古資料	銅矛	S59.3.16	四万十市郷土資料館	
15	考古資料	袈裟禪文銅鐸	H14.3.29	大川上美良布神社社務所	
16	考古資料	袈裟禪文銅鐸	S59.3.16	安芸郡馬路村 熊野神社	
17	考古資料	銅戈	S59.3.16	中土佐町美術館	
18	考古資料	久礼の四国遍路板碑	H15.3.28	高岡郡中土佐町久礼	
19	考古資料	銅矛	S59.3.16	高岡郡四万十町 高加茂神社	

表 56 県保護有形文化財 美術工芸品 8

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	備考
1	歴史資料	宗安禅師の屋頂宝珠	H3.3.26	高知市宗安寺 宗安寺	
2	歴史資料	長宗我部信親公中死御供之衆鑑板	H13.3.27	高知市長浜 秦神社	
3	歴史資料	曼荼羅本尊版木	H13.3.27	高知県立歴史民俗資料館	
4	歴史資料	横倉山修験関係遺品	H元.3.29	高岡郡越知町 横倉宮 他	
5	歴史資料	小村神社の仁治・貞和の棟札	H12.3.28	高岡郡日高村 小村神社	

表 57 県保護有形文化財 史跡名勝天然記念物 1 史跡

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
1	史跡	赤鬼山	S25.2.7	高知市朝倉	朝倉神社
2	史跡	朝倉古墳	S25.4.21	高知市朝倉	高知市・高知県
3	史跡	朝倉城跡	S28.1.29	高知市朝倉	高知市
4	史跡	吸江庵跡	S28.1.29	高知市吸江	吸江寺
5	史跡	長宗我部元親墓	S28.1.29	高知市長浜	高知市
6	史跡	谷時中墓	S28.1.29	高知市横浜	
7	史跡	南学発祥地	S28.1.29	高知市春野町	
8	史跡	鹿持雅澄邸跡	S38.7.5	高知市福井町	高知市
9	史跡	能茶山山上窯跡	S47.5.6	高知市鴨部	個人
10	史跡	貞享元年銘法華経塔（五台山の経塔）	S54.4.1	高知市五台山	竹林寺
11	史跡	佐喜浜の経塚	S28.1.29	室戸市佐喜浜町	室戸市
12	史跡	安芸国虎墓	S28.1.29	安芸市西浜	浄貞寺
13	史跡	小蓮古墳	S28.1.29	南国市岡豊町	南国市
14	史跡	土佐国衙跡	S38.7.5	南国市比江	南国市
15	史跡	高岳親王塔	S28.1.29	土佐市高岡町	清瀧寺
16	史跡	貞享元年銘法華経塔（宿毛の経塔）	S54.4.1	宿毛市押ノ川	宿毛市
17	史跡	一条教房墓	S28.1.29	四万十市中村丸の内	四万十市
18	史跡	坂本遺跡窯跡	H21.3.17	四万十市坂本	国土交通省（中村河川 国道事務所）
19	史跡	紀夏井邸跡	S28.1.29	香南市野市町	香南市
20	史跡	宝鏡寺（香宗我部菩提寺）跡	S52.3.29	香南市野市町	香南市
21	史跡	山田堰	S27.5.31	香美市土佐山田町	香美市
22	史跡	津野親忠墓	S28.1.29	香美市土佐山田町	津野神社
23	史跡	貞享元年銘法華経塔（甲浦の経塔）	S54.4.1	安芸郡東洋町	萬福寺
24	史跡	二十三土墓	S28.1.29	安芸郡田野町	福田寺
25	史跡	中岡慎太郎邸跡	S43.6.28	安芸郡北川村	北川村
26	史跡	帰全山	S28.1.29	長岡郡本山町	本山町
27	史跡	横倉山	S27.5.31	高岡郡越知町	越知町
28	史跡	吉村虎太郎宅邸	S44.8.8	高岡郡津野町	津野町
29	史跡	柏島石堤	S28.1.29	幡多郡大月町	大月町
30	史跡	有井庄司墓	S28.1.29	幡多郡黒潮町	黒潮町
31	史跡	田ノ口古墳	S28.1.29	幡多郡黒潮町	黒潮町

表 58 県保護有形文化財 史跡名勝天然記念物 2 名勝

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者	備考
1	名勝	竜串	S28.1.29	土佐清水市三崎	土佐清水市	
2	名勝・天記	轟の滝	S35.1.16	香美市香北町	猪野々部落	
3	名勝	琴ヶ浜松原	S28.1.29	安芸郡芸西村	芸西村	
4	名勝	青源寺庭園	S31.2.7	高岡郡佐川町 青源寺	青源寺	
5	名勝	乗台寺庭園	S31.2.7	高岡郡佐川町 乗台寺	乗台寺	
6	名勝	大樽の滝	S28.1.29	高岡郡越知町	越知町	
7	名勝・天記	長沢の滝	S60.4.2	高岡郡津野町・梶原町	津野町	

表 59 県保護有形文化財 史跡名勝天然記念物 3 天然記念物 1

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者	備考
1	天記	菖蒲洞	S24.8.16	高知市土佐山菖蒲	高知市	
2	天記	高知いん石	S28.7.21	高知市	個人	
3	天記	仏性寺の大椎	S35.1.16	高知市大津 仏性寺	仏性寺	
4	天記	室戸町西寺のヤッコソウ自生地	S27.10.27	室戸市元金剛頂寺	金剛頂寺	
5	天記	吉良川「ボウラン」自生地	S29.7.20	室戸市吉良川町御田八幡宮	御田八幡宮	
6	天記	畑山のムカデラン自生地	S37.1.26	安芸市畑山水口神社	水口神社	
7	天記	白木谷のタチバナ	S39.6.12	南国市白木谷	南国市	
8	天記	桑の川の鳥居杉	H5.4.1	南国市桑ノ川地主神社	桑ノ川部落	
9	天記	イワガネ自生地	S23.10.26	土佐市出間	土佐市	
10	天記	蓮池の樟	S32.1.18	土佐市蓮池西宮八幡宮	西宮八幡宮	
11	天記	安和の大ナギ	S37.1.26	須崎市安和	須崎市	
12	天記	宿毛市押ノ川の化石漣痕	S32.10.22	宿毛市押ノ川ホドオカ山採石場		
13	天記	出井溪谷の甌穴群	S40.6.18	宿毛市橋上町	宿毛市	
14	天記	弘瀬の荒倉神社社叢	H21.3.17	宿毛市沖の島町荒倉神社	荒倉神社	
15	天記	アコウ自生地	S24.1.18	土佐清水市大津氷室天神宮	土佐清水市	
16	天記	カカツガユ自生地	S24.1.18	土佐清水市貝ノ川 恩神社	土佐清水市	
17	天記	白山洞門	S28.1.16	土佐清水市足摺岬	土佐清水市	
18	天記	見残湾の造礁サンゴ	S39.6.12	土佐清水市三崎	土佐清水市	
19	天記	竹屋敷の藤	S32.10.22	四万十市竹屋敷	竹屋敷部落	
20	天記	天狗岳不整合	S25.6.2	香美市土佐山田町	個人	
21	名勝・天記	轟の滝	S35.1.16	香美市香北町	猪野々部落	名勝で1件

表 60 県保護有形文化財 史跡名勝天然記念物 4 天然記念物 2

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者	備考
22	天記	大日寺の大スギ	S47.5.6	香美市物部町 大日寺	大日寺	
23	天記	大栃のムクノキ	S47.5.6	香美市物部町 阿闍梨神社	個人	
24	天記	奈半利の二重柿	S37.1.26	安芸郡奈半利町	個人	
25	天記	神峯神社の大樟	S30.8.19	安芸郡安田町 神峯神社	神峯神社	
26	天記	芸西村西分漁港周辺（住吉海岸）のメランジュ	H13.3.27	安芸郡芸西村	高知県	
27	天記	本山町汗見川の枕状溶岩	H19.4.1	長岡郡本山町	高知県	
28	天記	神谷のウエマツソウ・ホンゴウソウ自生地	S37.1.26	吾川郡いの町	いの町	
29	天記	樫ノ木山の大スギ	S39.6.12	吾川郡いの町		
30	天記	大藪のひがん桜	S28.1.29	吾川郡仁淀川町	仁淀川町と桜地区	
31	天記	長者の大銀杏	S28.1.29	吾川郡仁淀川町	仁淀川町	
32	天記	サカワヤスデゴケ自生地	S23.4.9	高岡郡佐川町		
33	天記	佐川の大樟	S31.2.7	高岡郡佐川町 諏訪神社	佐川町	
34	天記	日高村のキンメイモウソウチク	S37.1.26	高岡郡日高村	日高村	金明孟宗竹
35	天記	東津野村の大藤	S30.8.19	高岡郡津野町	北川地区	
36	名勝・天記	長沢の滝	S60.4.2	高岡郡津野町・梶原町	津野町	名勝で 1 件
37	天記	地吉の夫婦スギ	S40.6.18	高岡郡四万十町 地吉八幡宮	地吉八幡宮	
38	天記	土佐金魚	S40.8.8	高知県全域		
39	天記	ヤイロチョウ	H5.4.1	高知県全域		
40	天記	土佐闘犬	H6.5.20	高知県全域		
41	天記	白髪山八反奈路根下がりヒノキ群生地	H28.5.17	長岡郡本山町		
42	天記	奥工石山（竜王山）の紅簾石珪質片岩大露頭部	H29.6.23	長岡郡本山町・大豊町		
43	天記	間崎の枕状溶岩	H33.2.24	四万十市間崎	四万十市	

表 61 県保護有形民俗文化財

No.	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者	備考
1	芳奈の泊屋	S37.1.26	宿毛市芳奈	下組部落、道の川部落、靴抜部落	3 ヲ所の泊屋を一括して指定
2	津野山舞台	S37.1.26	高岡郡梶原町	円明寺、三嶋五社神社（越知面）、宮野々集落	3 ヲ所の回り舞台

表 62 県保護無形民俗文化財

No.	種類	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
1	無形民俗	土佐の太刀踊（大利太刀踊）	S40.6.18	高知市鏡大利	大利の太刀踊保存会
2	無形民俗	シットロト踊	S38.7.5	室戸市室津	シットロト踊保存会
3	無形民俗	土佐の太刀踊（椎名太刀踊）	S40.6.18	室戸市室戸岬町	椎名郷土文化保存会
4	無形民俗	土佐の獅子踊（中川内獅子踊）	S44.8.8	室戸市羽根町	中川獅子舞保存会
5	無形民俗	室戸市佐喜浜八幡宮古式行事	S59.3.16	室戸市佐喜浜町	佐喜浜八幡宮古式行事保存会
6	無形民俗	土佐の獅子舞（赤野獅子舞）	S44.8.8	安芸市赤野	赤野獅子舞保存会
7	無形民俗	土佐の太刀踊（蓮池の太刀踊）	S40.6.18	土佐市蓮池	蓮池太刀踊保存会
8	無形民俗	市野々の神踊り	H21.3.17	土佐市市野々	市野々神踊り保存会
9	無形民俗	鳴無神社の神踊	S38.7.5	須崎市浦ノ内	神踊保存会
10	無形民俗	土佐の太刀踊（多ノ郷の太刀踊）	S40.6.18	須崎市多ノ郷	多ノ郷賀茂神社太刀踊保存会
11	無形民俗	土佐の太刀踊（大谷花取踊）	S44.8.8	須崎市大谷	大谷花取踊保存会
12	無形民俗	野見のしおばかり	S44.8.8	須崎市野見	野見塩計保存会
13	無形民俗	土佐の太刀踊（磯ノ川太刀踊）	S40.6.18	四万十市磯ノ川	磯ノ川太刀踊保存会
14	無形民俗	棒踊	S38.7.5	香南市香我美町	山北棒踊保存会
15	無形民俗	土佐の獅子踊（若一王子獅子舞）	S44.8.8	香南市香我美町	若一王子宫
16	無形民俗	手結のつんつく踊	S52.3.29	香南市夜須町	つんつく踊り保存会
17	無形民俗	手結盆踊	S54.4.1	香南市夜須町	手結盆踊り保存会
18	無形民俗	大川上美良布神社の御神幸	H15.3.28	香美市香北町	大川上美良布神社おなばれ保存会
19	無形民俗	ひよこち踊り	H元.3.29	安芸郡東洋町	ひよこち踊り保存会
20	無形民俗	土佐の獅子舞（加領郷獅子舞）	S44.8.8	安芸郡奈半利町	加領郷獅子舞保存会
21	無形民俗	星神社のお弓祭り	S39.6.12	安芸郡北川村	お弓祭り保存会
22	無形民俗	大川の花取太刀踊	S53.1.31	土佐郡大川村	花取太刀踊保存会
23	無形民俗	土佐の獅子踊（津賀之谷獅子舞）	S44.8.8	吾川郡いの町	津賀谷獅子舞保存会
24	無形民俗	秋葉祭	S37.1.26	吾川郡仁淀川町	秋葉神社祭礼練り保存会
25	無形民俗	土佐の太刀踊（川又花取踊）	S40.6.18	吾川郡仁淀川町	八所神社
26	無形民俗	瑞応の盆踊	S38.7.5	高岡郡佐川町	瑞応の盆踊保存会
27	無形民俗	土佐の太刀踊（佐川町の太刀踊）	S40.6.18	高岡郡佐川町	四ッ白武士踊り（太刀踊り）会
28	無形民俗	土佐の太刀踊（花採太刀踊）	S40.6.18	高岡郡日高村	花採太刀踊り保存会
29	無形民俗	土佐の太刀踊（葉山村花取踊）	S44.8.8	高岡郡津野町	葉山村花取踊り保存会
30	無形民俗	興津八幡宮の古式神事	S39.6.12	高岡郡四万十町	興津八幡宮氏子会
31	無形民俗	土佐の太刀踊（川奥ノ花取踊）	S40.6.18	高岡郡四万十町	川奥部落
32	無形民俗	古城の大念仏	S54.4.1	高岡郡四万十町	山瀬・追和組中
33	無形民俗	地吉の大念仏	S54.4.1	高岡郡四万十町	地吉民俗保存会
34	無形民俗	土佐の獅子踊（竜ヶ迫唐獅子おどり）	S44.8.8	幡多郡大月町	大月町郷土芸能伝承保存会

表 63 県保護無形文化財

No.	種別	名称	指定年月日	所在地	保護団体名
1	芸能	一絃琴	S44.8.8	高知市小津町	正曲一絃琴白鷺会
2	工芸技術	土佐和紙	S55.5.13	吾川郡いの町	土佐和紙技術保存会

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣 旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概 要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① **都道府県**は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の**大綱**を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② **市町村**は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な**計画**（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、**協議会**を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を**文化財保存活用支援団体**として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等**文化財の所有者**又は**管理団体**（主に地方公共団体）は、**保存活用計画**を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、**許可を届出とするなど手続きを弾力化**
- ・美術工芸品に係る**相続税の納税猶予**（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する**管理責任者**について、**選任できる要件を拡大し**、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には**地方文化財保護審議会**を必置とする
- 【第190条第2項】
- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う**文化財保護指導委員**について、都道府県だけでなく**市町村にも置くことができる**こととする
- 【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① **重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等**

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における**文化財保護の事務**は教育委員会の所管とされているが、条例により**地方公共団体の長**が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・ 保存活用計画の策定等に関する指針【概要】

指針の位置付け

平成30年の文化財保護法（以下「法」という。）の改正により、新たに制度化された（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等に関して、その作成・推進等が円滑に進むよう、作成等に当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項等を示したもの。

指針の主な内容

1. 文化財保存活用大綱

○大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。

○大綱には、以下に掲げる内容を基本的な記載事項として定める。

- ①文化財の保存・活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
- ③域内の市町村への支援の方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制

○策定の際は、文化財の専門家や所有者、民間団体関係者、市町村の文化財担当者等の意見を聴くとともに、関係部局と情報共有を図るなど適切に連携することが望ましい。

2. 文化財保存活用地域計画

○地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

○地域計画には、以下に掲げる内容を記載事項として定める（法第183条の3第2項各号）。

（第1号関係）[当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針]

- ①当該市町村の概要、②当該市町村の文化財の概要、③当該市町村の歴史文化の特徴、④文化財の保存・活用に関する課題、⑤文化財の保存・活用に関する方針

（第2号関係）[⑥当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容]

（第3号関係）[⑦当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]

（第4号関係）[⑧計画期間]

（第5号関係）[文部科学省令で定める事項] ⑨文化財の保存・活用の推進体制等

（その他、必要に応じて任意で定めることができる事項）

- ⑩関連文化財群に関する事項、⑪文化財保存活用区域に関する事項、⑫認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容、⑬その他の事項

○作成の際は、協議会を設置して多様な関係者の意見を踏まえることが望ましい。協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できる。また、地方文化財保護審議会の意見聴取を行うほか、パブリックコメント等により住民意見の反映に努めることが必要。

○文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要（法第183条の3第5項各号）。

（第1号関係）[当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること]

- ・計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（第2号関係）[円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること]

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること
- ・認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること

（第3号関係）[大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであること]

3. 文化財保存活用支援団体

- 支援団体は、市町村が地域の民間団体と連携・協力していくパートナーシップを結ぶことにより、地域の多様な主体を文化財に関する各種施策の推進主体として位置付けたもの。
- 支援団体には、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体などが指定されることが考えられる。
- 指定の際は、定款や事業計画書、財務諸表等により、団体の組織・資金等の面を確認することが必要。また、市町村と支援団体は適正な役割分担のもとに円滑に連携するため、定期的に意見交換の場を設けるなど、認識の共有を図りながら取組を進めることが望ましい。
- 個人・法人が重要文化財や重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を一定の支援団体に譲渡する場合、譲渡所得の課税の特例等を受けることができる。

4. 保存活用計画

- 保存活用計画は、個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画である。
- 保存活用計画には、文化財類型に応じた記載事項を定める。

【重要文化財（建造物）の場合】

（当該重要文化財に関する基本的な事項）

- ①当該重要文化財の名称・所在地等、②当該重要文化財の所有者・管理団体等、③保存活用計画の対象とする区域、④当該重要文化財の概要・価値等

（当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- ⑤保存の現状と課題、⑥活用の現状と課題、⑦保存管理に関する事項、⑧環境保全に関する事項、⑨防災・防犯に関する事項、⑩活用に関する事項、⑪保護に関する諸手続

（計画期間）⑫計画期間

（必要に応じて任意で記載する事項）

- ⑬現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に関する事項、⑭修理に関する事項

- 作成の際は、地方公共団体の文化財担当部局や文化財の専門家等の指導・助言を求めたり、意見を聴きながら作成することが考えられる。
- 文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要。

（保存活用計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること）【全類型共通】

- ・文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）【全類型共通】

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること

（大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること）【全類型共通】

- ・保存活用計画の内容が大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

（現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

- ・現状変更等の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財】

- ・修理の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財（美術工芸品）、登録有形文化財（美術工芸品）】

- ・当該寄託契約に、寄託先美術館・博物館で当該美術工芸品を適切に公開する旨の定めがあることや、5年以上の期間にわたって有効な契約であることなど